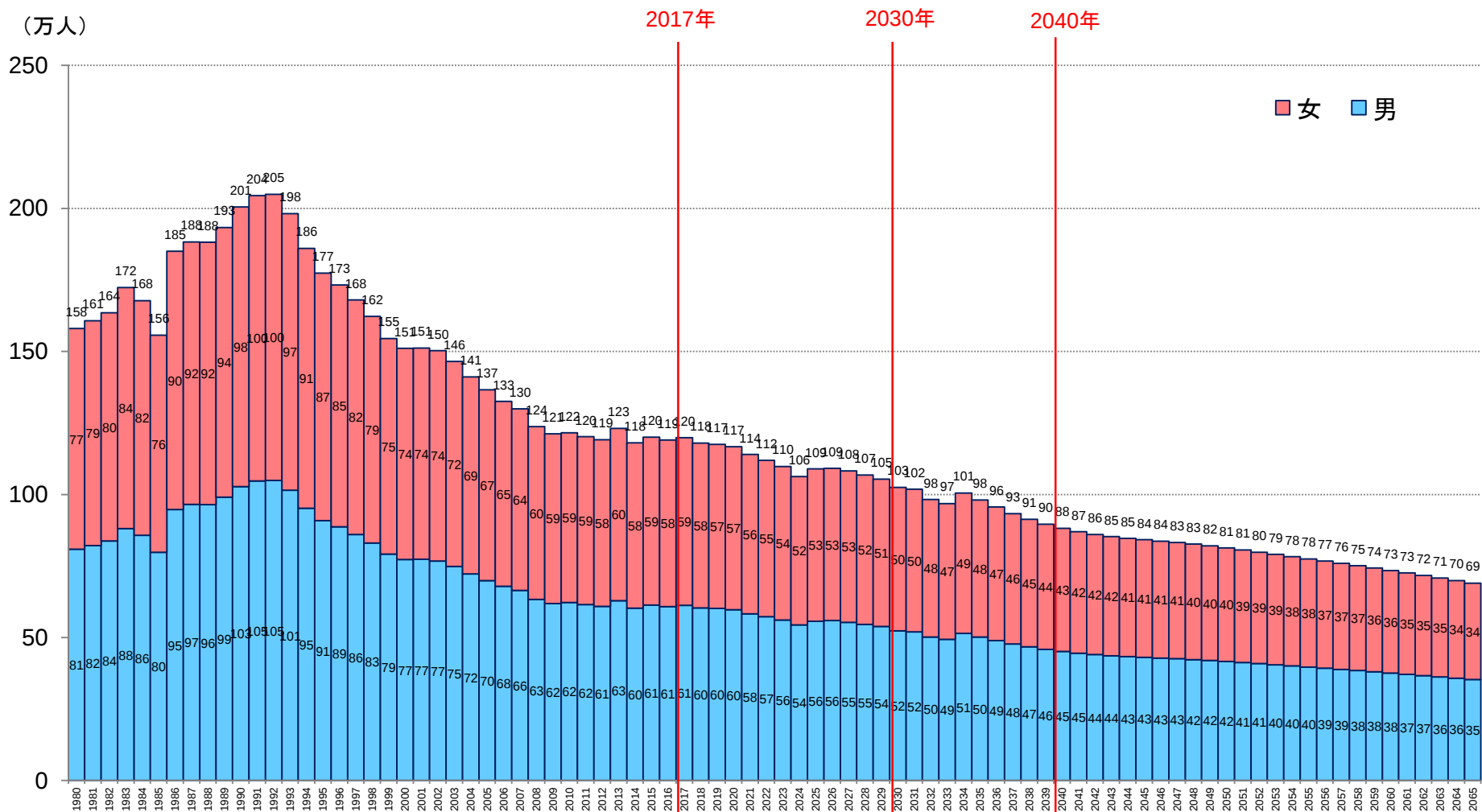


東京の大学の定員の抑制に関する 基本的な方向性・論点 基礎資料

東京における大学定員の現状

18歳人口（男女別）の将来推計

○ 2017年の18歳人口は、約120万人であるが、2030年には約103万人まで減少し、さらに2040年には約88万人まで減少するという推計となっている。

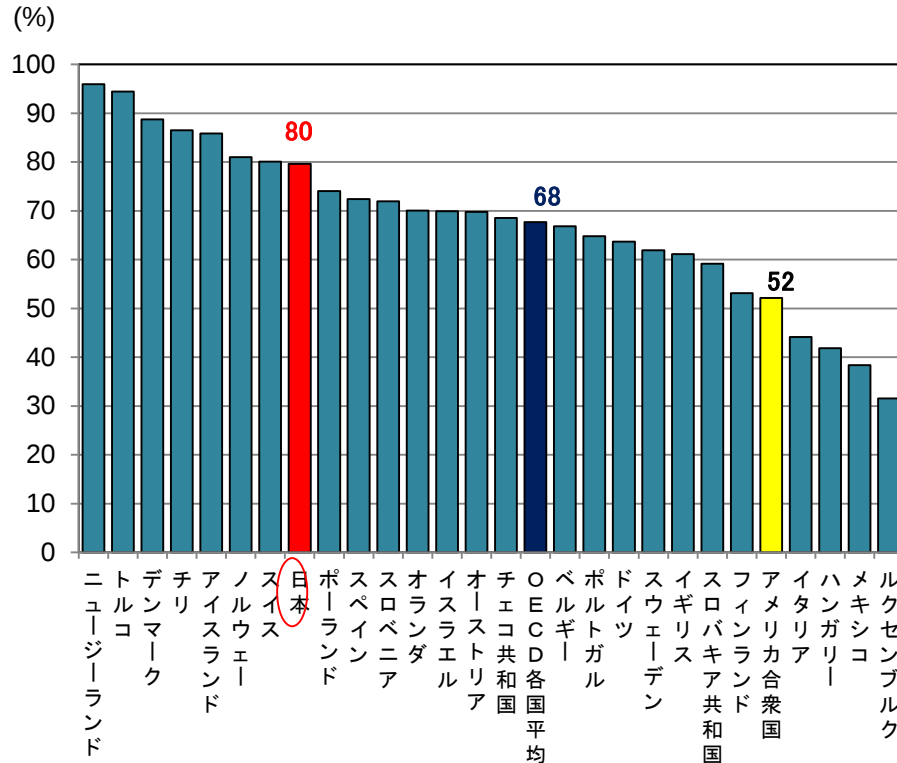


(出典) 2028(平成40)年以前は文部科学省「学校基本統計」、
2029(平成41)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成

高等教育段階への進学率(2014年)

我が国の大学学士課程への進学率は49%であり、OECD平均の59%と比べると低いが、専門学校等を含めた高等教育機関全体への進学率は80%であり、OECD平均68%を上回っており、世界的に見て高水準になっている。

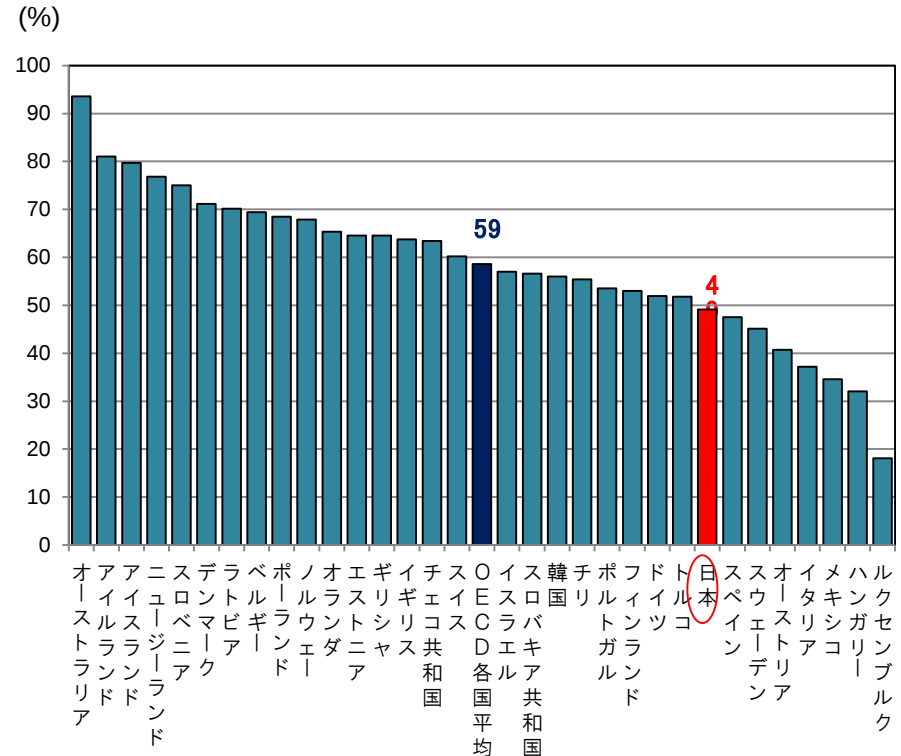
高等教育段階全体



注: オーストラリア、カナダ、フランス、韓国等については、数値データが提出されていない。

* データ提出は27か国

学士課程



注: カナダ、フランス、アメリカ合衆国については、数値データが提出されていない。

* データ提出は32か国

大学数の状況の変化

- 学校数及び学生数に関して、私立大学の占める割合は7割を超えている。
- 東京圏に本部を置く大学の割合は高まっている。

2016年

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	777	86	91	600	100.0%	11.1%	11.7%	77.2%
東京圏	223	16	6	201	28.7%	2.1%	0.8%	25.9%
東京都	137	12	2	123	17.6%	1.5%	0.3%	15.8%
23区	93	7	1	85	12.0%	0.9%	0.1%	10.9%
神奈川県	31	2	2	27	4.0%	0.3%	0.3%	3.5%
埼玉県	28	1	1	26	3.6%	0.1%	0.1%	3.3%
千葉県	27	1	1	25	3.5%	0.1%	0.1%	3.2%
地方圏	554	70	85	399	71.3%	9.0%	10.9%	51.4%

(注) 青字は増加、赤字は減少しているもの。

2002年

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	686	99	75	512	100.0%	14.4%	10.9%	74.6%
東京圏	188	17	5	166	27.4%	2.5%	0.7%	24.2%
東京都	116	13	3	100	16.9%	1.9%	0.4%	14.6%
23区	73	8	1	64	10.6%	1.2%	0.1%	9.3%
神奈川県	24	2	1	21	3.5%	0.3%	0.1%	3.1%
埼玉県	22	1	1	20	3.2%	0.1%	0.1%	2.9%
千葉県	26	1	0	25	3.8%	0.1%	0.0%	3.6%
地方圏	498	82	70	346	72.6%	12.0%	10.2%	50.4%

東京都に学部が所在する大学一覧（平成28年度）

	大学名	国公私	全入学定員	うち当該地域
1	日本大学	私	14,760	9,820
2	早稲田大学	私	8,940	7,980
3	法政大学	私	6,441	6,441
4	中央大学	私	5,527	5,527
5	明治大学	私	6,730	5,285
6	帝京大学	私	5,371	4,727
7	東洋大学	私	6,732	4,659
8	慶應義塾大学	私	6,405	4,523
9	駒澤大学	私	3,315	3,315
10	立教大学	私	4,150	3,145
11	東京大学	国	3,063	3,063
12	青山学院大学	私	3,902	2,917
13	国士舘大学	私	2,820	2,820
14	上智大学	私	2,801	2,801
15	明治学院大学	私	2,630	2,360
16	東京理科大学	私	3,565	2,250
17	大東文化大学	私	2,590	2,190
18	桜美林大学	私	2,130	2,130
19	拓殖大学	私	2,100	2,100
20	学習院大学	私	2,065	2,065
21	武蔵野大学	私	2,008	2,008
22	明星大学	私	1,930	1,930
23	帝京平成大学	私	2,355	1,900
24	國學院大学	私	2,210	1,880
25	立正大学	私	2,355	1,825
26	成蹊大学	私	1,740	1,740
27	東京工科大学	私	1,720	1,720
28	玉川大学	私	1,650	1,650
29	東京農業大学	私	2,520	1,630
30	首都大学東京	公	1,570	1,570
31	創価大学	私	1,540	1,540
32	亜細亜大学	私	1,505	1,505
33	日本体育大学	私	1,630	1,460
34	大妻女子大学	私	1,430	1,430
35	東京経済大学	私	1,390	1,390
36	工学院大学	私	1,330	1,330
37	成城大学	私	1,215	1,215
38	東京家政大学	私	1,415	1,215
39	帝京科学大学	私	1,200	1,200
40	芝浦工業大学	私	1,610	1,180
41	昭和女子大学	私	1,167	1,167
42	東京都市大学	私	1,475	1,135
43	共立女子大学	私	1,125	1,125
44	大正大学	私	1,125	1,125
45	東京電機大学	私	1,950	1,110
46	目白大学	私	1,370	1,090
47	東京工業大学	国	1,068	1,068
48	杏林大学	私	1,018	1,018
49	多摩美術大学	私	1,015	1,015
50	東京学芸大学	国	1,010	1,010

	大学名	国公私	全入学定員	うち当該地域
51	武蔵野美術大学	私	986	986
52	専修大学	私	4,000	985
53	跡見学園女子大学	私	970	970
54	一橋大学	国	955	955
55	武蔵大学	私	950	950
56	日本女子大学	私	1,361	921
57	実践女子大学	私	920	920
58	文化学園大学	私	920	920
59	東京女子大学	私	890	890
60	東京農工大学	国	821	821
61	東京外国語大学	国	745	745
62	和光大学	私	723	723
63	電気通信大学	国	720	720
64	東洋学園大学	私	655	655
65	東京薬科大学	私	640	640
66	国際基督教大学	私	620	620
67	二松学舎大学	私	600	600
68	女子美術大学	私	590	590
69	東京工芸大学	私	985	585
70	津田塾大学	私	580	580
71	高千穂大学	私	550	550
72	駒沢女子大学	私	530	530
73	東海大学	私	6,758	520
74	東京家政学院大学	私	505	505
75	東京医療保健大学	私	480	480
76	産業能率大学	私	810	480
77	白百合女子大学	私	475	475
78	文京学院大学	私	1,175	475
79	東京芸術大学	国	471	471
80	聖心女子大学	私	465	465
81	日本女子体育大学	私	457	457
82	お茶の水女子大学	国	452	452
83	東京海洋大学	国	450	450
84	昭和大学	私	580	425
85	恵泉学園大学	私	410	410
86	嘉悦大学	私	400	400
87	国立音楽大学	私	400	400
88	清泉女子大学	私	390	390
89	東京造形大学	私	380	380
90	日本獣医生命科学大学	私	360	360
91	明治薬科大学	私	360	360
92	学習院女子大学	私	355	355
93	東京女子体育大学	私	340	340
94	東京未来大学	私	340	340
95	多摩大学	私	464	317
96	東京音楽大学	私	310	310
97	東京富士大学	私	287	287
98	北里大学	私	1,544	285
99	東京成徳大学	私	530	280
100	星薬科大学	私	280	280

	大学名	国公私	全入学定員	うち当該地域
101	東京医科歯科大学	国	276	276
102	順天堂大学	私	900	250
103	昭和薬科大学	私	240	240
104	杉野服飾大学	私	240	240
105	白梅学園大学	私	225	225
106	東邦大学	私	907	217
107	東京医科大学	私	200	200
108	東京女子医科大学	私	200	200
109	日本文化大学	私	200	200
110	東京医療学院大学	私	180	180
111	桐朋学園大学	私	180	180
112	ヤマザキ学園大学	私	180	180
113	東京有明医療大学	私	170	170
114	東京慈恵会医科大学	私	170	170
115	東京聖米大学	私	160	160
116	日本歯科大学	私	280	160
117	日本社会事業大学	私	160	160
118	東京歯科大学	私	140	140
119	日本赤十字看護大学	私	130	130
120	宝塚大学	私	230	130
121	東京純心大学	私	120	120
122	日本医科大学	私	116	116
123	上野学園大学	私	110	110
124	こども教育宝仙大学	私	100	100
125	淑徳大学	私	1,155	100
126	ルーテル学院大学	私	90	90
127	聖路加国際大学	私	75	75
128	女子栄養大学	私	437	20
129	東京神学大学	私	10	10

地域の入学定員合計 154,853

都内に所在する学部が全て23区内	78校
都内に所在する学部の一部が23区内	10校
都内に所在する学部は全て23区外	41校

※都内に所在する大学院大学（8校）は除く。

【出典】「高等教育の将来構想に関する都道府県別基礎データ」（平成29年7月 中教審大学分科会将来構想部会）を元を作成

学生数の状況の変化

- 東京圏の学生数は、全国の4割を占めている。
- 東京圏及び地方圏の双方で国立大学の学生数は減少傾向にあり、公立大学及び私立大学の学生数は東京圏及び地方圏の双方で増加している。一方、東京圏の私立大学の学生数に関しては、東京都以外の3県は減少している。
- 構成比としては、東京圏の割合が高まっている。

2016年

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	2,873,624	610,401	150,513	2,112,710	100.0%	21.2%	5.2%	73.5%
東京圏	1,171,386	113,335	18,170	1,039,881	40.8%	3.9%	0.6%	36.2%
東京都	746,397	76,231	9,658	660,508	26.0%	2.7%	0.3%	23.0%
23区	525,987	48,731	1,481	475,775	18.3%	1.7%	0.1%	16.6%
神奈川県	193,878	12,066	6,013	175,799	6.7%	0.4%	0.2%	6.1%
埼玉県	119,999	8,705	1,770	109,524	4.2%	0.3%	0.1%	3.8%
千葉県	111,112	16,333	729	94,050	3.9%	0.6%	0.0%	3.3%
地方圏	1,702,238	497,066	132,343	1,072,829	59.2%	17.3%	4.6%	37.3%

(注) 青字は増加、赤字は減少しているもの。

2002年

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	2,786,032	621,487	116,705	2,047,840	100.0%	22.3%	4.2%	73.5%
東京圏	1,122,776	115,494	13,948	993,334	40.3%	4.1%	0.5%	35.7%
東京都	678,431	77,109	9,076	592,246	24.4%	2.8%	0.3%	21.3%
23区	442,812	47,996	920	393,896	15.9%	1.7%	0.0%	14.1%
神奈川県	197,211	13,788	4,173	179,250	7.1%	0.5%	0.1%	6.4%
埼玉県	126,626	8,822	699	117,105	4.5%	0.3%	0.0%	4.2%
千葉県	120,508	15,775	0	104,733	4.3%	0.6%	0.0%	3.8%
地方圏	1,663,256	505,993	102,757	1,054,506	59.7%	18.2%	3.7%	37.8%

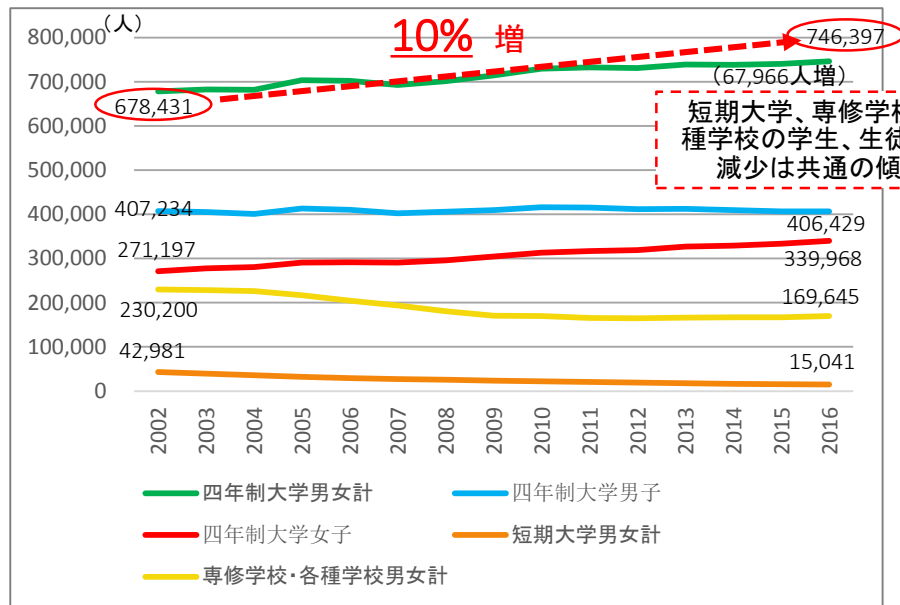
※学生数には学部のほか大学院の学生等を含む。

※文部科学省「学校基本統計」より作成

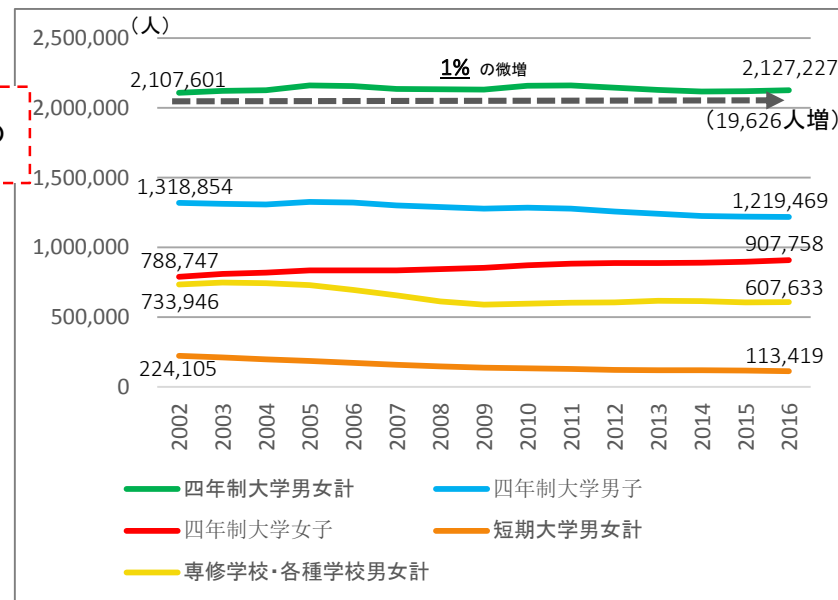
学生・生徒数の推移

- 四年制大学、短期大学、専修学校及び各種学校の総学生・生徒数の合計を比較すると、**東京都を除く全国の方が減少率大きい。**
- 平成14年度以降、**東京都を除く全国**の大学生数は1%増とほぼ横ばいである一方、**東京都の大学生は10%増。**

【東京都】



【全国（東京都を除く）】



- 四年制大学（男女計） ⇒ 約 6万8千人 増加
- 四年制大学（女子） ⇒ 約 6万9千人 増加
- ※「四年制大学（男女計）」増加人数は女子の増加分とほぼ同数であり、男子は横ばい（約1千人減少）。
- ※「四年制大学（男女計）」の増加率は約10%増となっている。
- 短期大学 ⇒ 約 2万8千人 減少
- 専修学校・各種学校 ⇒ 約 6万1千人 減少

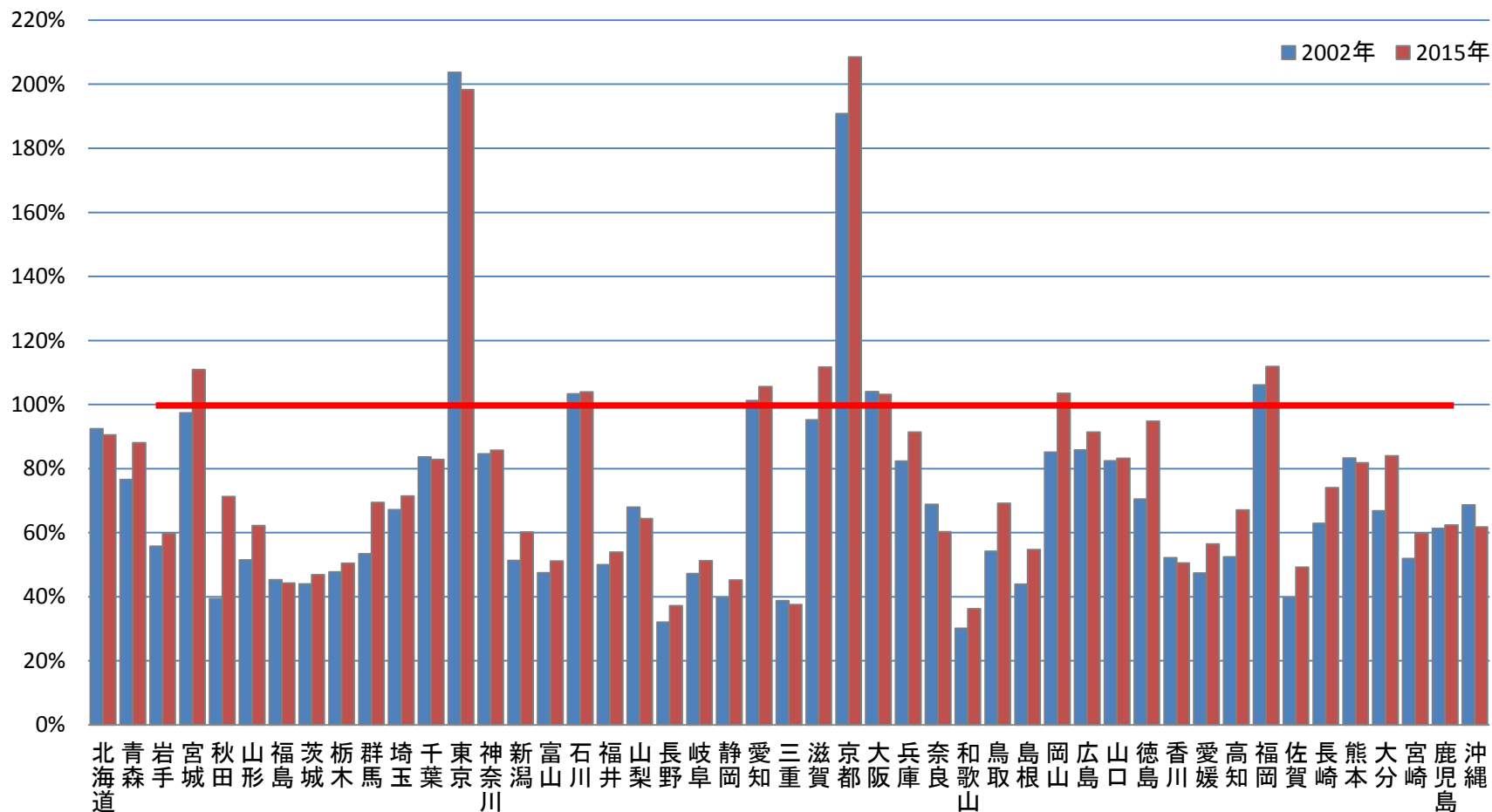
東京都における四年制大学、短期大学、専修学校及び各種学校の総学生・生徒数
⇒ 約 2万1千人 減少（平成14年度比 98%）

- 四年制大学（男女計） ⇒ 約 2万0千人 増加
- 四年制大学（女子） ⇒ 約 11万9千人 増加
- ※「四年制大学（男女計）」増加人数は女子の増加によるところが非常に大きい（男子は約9万9千人減少）。
- ※「四年制大学（男女計）」の増加率は約1%増で、ほぼ横ばい。
- 短期大学 ⇒ 約 11万1千人 減少
- 専修学校・各種学校 ⇒ 約 12万6千人 減少

全国（東京都を除く）における四年制大学、短期大学、専修学校及び各種学校の総学生・生徒数
⇒ 約 21万7千人 減少（平成14年度比 93%）

都道府県別大学進学者収容力の変化

- 東京都及び京都府の大学進学者収容力が200%程度と突出しており、これに続くグループ(愛知県、大阪府等)は100%から110%程度であり、それ以外は100%を切っており、特に長野県、三重県、和歌山県は40%を切っている。



○大学進学者収容力=(各県の大学入学定員/各県に所在する高校の卒業者のうち大学進学者の数)×100

【出典】○大学入学定員数…文部科学省調べ ○大学進学者数…文部科学省「学校基本統計」

都道府県別大学進学者数、大学入学定員及び大学入学者数(2015年度)

○ 進学者のうち自県進学者数の占める割合を見ると、4都道県(北海道、東京、愛知、福岡)が6割以上であるのに対し、12県(山形、福島、茨城、富山、長野、岐阜、奈良、和歌山、鳥取、島根、香川、佐賀)が2割未満となっている。

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
進学者数	20,339	5,021	4,519	10,125	3,670	4,427	7,653	14,934	9,192	9,241	33,902	29,206
入学定員	18,417	4,422	2,701	11,229	2,615	2,754	3,389	7,004	4,638	6,416	24,225	24,203
入学者数	18,807 (13,885)	3,248 (1,873)	2,549 (1,217)	11,562 (5,800)	2,079 (871)	2,727 (858)	3,274 (1,472)	7,368 (2,986)	4,752 (2,113)	6,591 (2,649)	31,391 (10,547)	25,776 (9,417)
	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
進学者数	76,342	42,984	9,561	4,593	5,459	3,884	4,947	9,113	9,551	17,407	37,935	8,076
入学定員	151,396	36,850	5,755	2,350	5,672	2,095	3,185	3,393	4,890	7,863	40,054	3,030
入学者数	148,660 (49,949)	48,600 (17,299)	6,085 (3,461)	2,378 (883)	5,892 (2,340)	2,210 (1,115)	4,309 (1,354)	3,461 (1,582)	4,577 (1,809)	8,113 (4,830)	42,091 (27,310)	3,246 (1,718)
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
進学者数	6,759	15,645	46,210	29,310	8,136	4,280	2,162	2,695	8,799	14,701	5,038	3,109
入学定員	7,550	32,616	47,660	26,792	4,903	1,550	1,496	1,475	9,104	13,432	4,192	2,948
入学者数	7,339 (1,413)	33,744 (7,824)	52,207 (25,638)	27,048 (13,138)	5,121 (1,199)	1,606 (447)	1,553 (322)	1,520 (387)	8,975 (3,814)	13,241 (7,748)	4,495 (1,254)	2,655 (1,124)
	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
進学者数	4,422	6,196	2,886	22,820	3,560	5,426	7,389	4,156	4,280	5,989	6,427	
入学定員	2,234	3,500	1,935	25,530	1,751	4,017	6,043	3,490	2,560	3,735	3,972	
入学者数	2,098 (784)	3,637 (2,021)	2,055 (581)	25,688 (14,545)	1,780 (493)	3,772 (1,791)	6,066 (3,391)	2,876 (956)	2,480 (1,197)	3,569 (1,967)	4,236 (3,333)	

【出典】○大学入学定員数…文部科学省調べ ○大学進学者数及び大学入学者数…文部科学省「学校基本統計(2015年度)」

※カッコ内は自県への進学者数

都道府県別大学進学者数、大学入学定員及び大学入学者数(2002年度)

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
進学者数	20,605	5,201	4,750	10,048	4,060	4,720	8,100	14,434	10,209	8,918	30,221	27,370
入学定員	19,038	3,982	2,650	9,784	1,600	2,431	3,672	6,345	4,878	4,759	20,294	22,881
入学者数	20,277	3,405	2,493	11,158	1,703	2,678	3,735	7,024	5,219	4,978	38,398	29,231

	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
進学者数	67,044	37,994	9,990	5,183	5,427	4,046	4,571	9,279	10,116	18,525	35,863	8,918
入学定員	136,572	32,132	5,125	2,460	5,608	2,022	3,108	2,975	4,780	7,355	36,315	3,457
入学者数	129,068	51,641	5,446	2,355	5,690	2,306	4,103	3,297	4,412	8,033	41,199	3,399

	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
進学者数	6,558	14,815	40,594	28,902	7,992	5,042	2,591	3,311	10,092	15,211	6,099	4,113
入学定員	6,244	28,265	42,224	23,802	5,503	1,520	1,404	1,455	8,592	13,056	5,027	2,899
入学者数	6,516	32,060	49,737	27,374	5,531	1,595	1,544	1,573	9,164	13,424	4,222	3,041

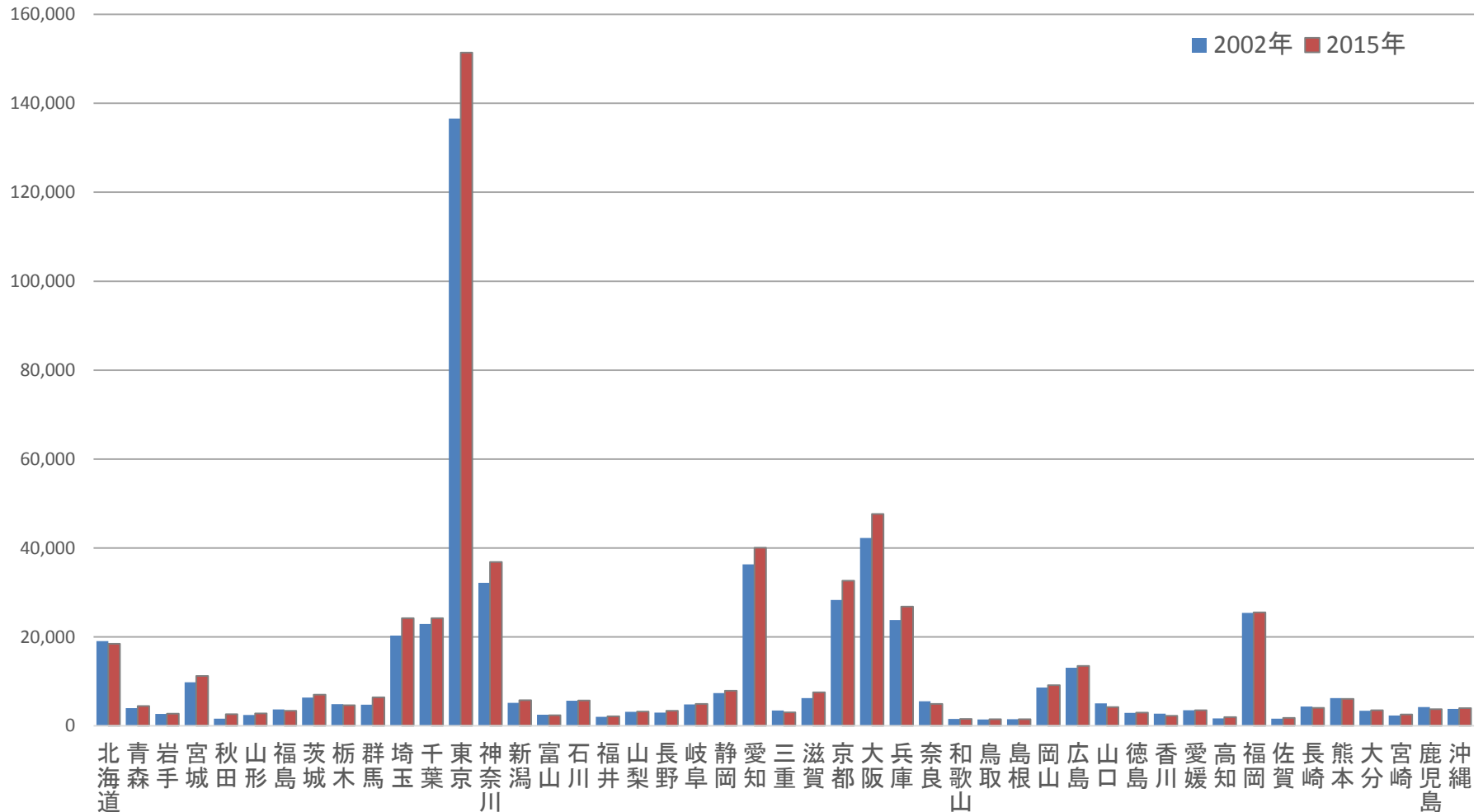
	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
進学者数	5,193	7,322	3,174	23,939	3,964	6,867	7,497	5,078	4,476	6,885	5,538
入学定員	2,710	3,473	1,665	25,396	1,575	4,322	6,245	3,393	2,325	4,220	3,800
入学者数	2,308	3,488	1,826	28,487	1,745	4,213	6,438	3,123	2,288	4,301	4,091

【出典】○大学入学定員数…文部科学省調べ ○大学入学者数…文部科学省「学校基本統計(平成14年度)」

都道府県別大学入学定員数の変化

- 東京都の入学定員数が14万人程度と突出しており、これに続くグループ(東京圏(東京都を除く)、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)は2万人から4万人程度である。それ以外は2万人を切っており、特に和歌山県、島根県、鳥取県、高知県、佐賀県は2千人を切っている。

(人)



入学定員の比較

○ 2002年度と2015年度を比較すると、36の都府県で入学定員が増加しており、特に東京圏と愛知県・京都府・大阪府での増加が大きくなっている。

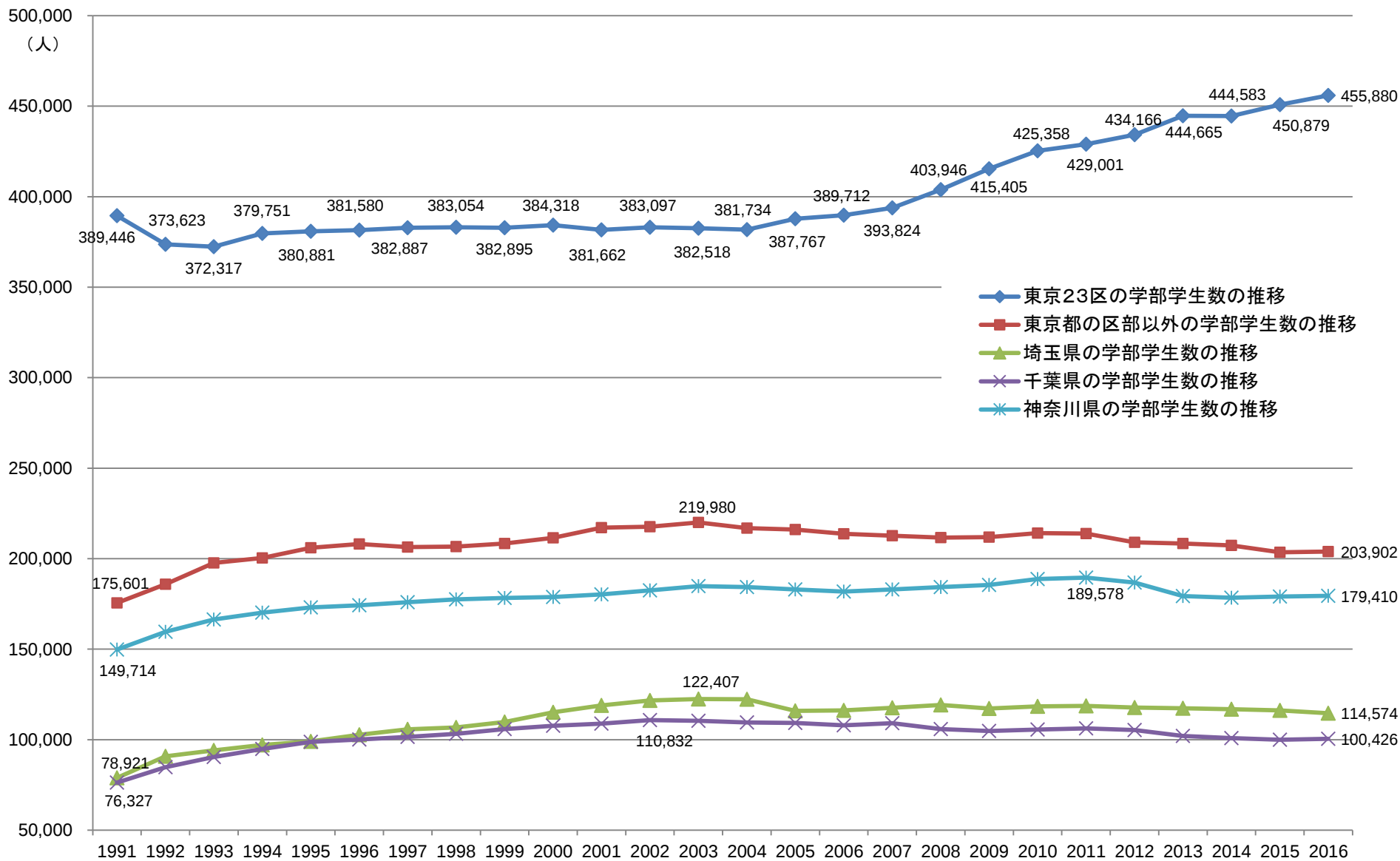
	2002年度	2015年度	増減数	増減率＊
北海道	19,038	18,417	△ 621	96.7%
青森県	3,982	4,422	440	111.0%
岩手県	2,650	2,701	51	101.9%
宮城県	9,784	11,229	1,445	114.8%
秋田県	1,600	2,615	1,015	163.4%
山形県	2,431	2,754	323	113.3%
福島県	3,672	3,389	△ 283	92.3%
茨城県	6,345	7,004	659	110.4%
栃木県	4,878	4,638	△ 240	95.1%
群馬県	4,759	6,416	1,657	134.8%
埼玉県	20,294	24,225	3,931	119.4%
千葉県	22,881	24,203	1,322	105.8%
東京都	136,572	151,396	14,824	110.9%
神奈川県	32,132	36,850	4,718	114.7%
新潟県	5,125	5,755	630	112.3%
富山県	2,460	2,350	△ 110	95.5%
石川県	5,608	5,672	64	101.1%
福井県	2,022	2,095	73	103.6%
山梨県	3,108	3,185	77	102.5%
長野県	2,975	3,393	418	114.1%
岐阜県	4,780	4,890	110	102.3%
静岡県	7,355	7,863	508	106.9%
愛知県	36,315	40,054	3,739	110.3%
三重県	3,457	3,030	△ 427	87.6%

	2002年度	2015年度	増減数	増減率＊
滋賀県	6,244	7,550	1,306	120.9%
京都府	28,265	32,616	4,351	115.4%
大阪府	42,224	47,660	5,436	112.9%
兵庫県	23,802	26,792	2,990	112.6%
奈良県	5,503	4,903	△ 600	89.1%
和歌山県	1,520	1,550	30	102.0%
鳥取県	1,404	1,496	92	106.6%
島根県	1,455	1,475	20	101.4%
岡山県	8,592	9,104	512	106.0%
広島県	13,056	13,432	376	102.9%
山口県	5,027	4,192	△ 835	83.4%
徳島県	2,899	2,948	49	101.7%
香川県	2,710	2,234	△ 476	82.4%
愛媛県	3,473	3,500	27	100.8%
高知県	1,665	1,935	270	116.2%
福岡県	25,396	25,530	134	100.5%
佐賀県	1,575	1,751	176	111.2%
長崎県	4,322	4,017	△ 305	92.9%
熊本県	6,245	6,043	△ 202	96.8%
大分県	3,393	3,490	97	102.9%
宮崎県	2,325	2,560	235	110.1%
鹿児島県	4,220	3,735	△ 485	88.5%
沖縄県	3,800	3,972	172	104.5%
合計	543,338	591,031	47,693	108.8%

＊ 2002年度を基準とした場合の増減率（2015年度の入学定員/2002年度の入学定員の割合）

東京圏の学部学生数の推移

○ 東京23区の学部学生数は増加傾向にあるが、東京圏のその他の地域においては、最近はやばいで推移している。



工業（場）等制限法について

【工業（場）等制限法について】

- 工業（場）等制限法は、「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（昭和34年制定）及び「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」（昭和39年制定）の2つの法律を総称した呼称
- 工場及び大学等の新設及び増設を制限し、もって既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的
- 一部の例外を除き（※）、制限施設（1500㎡以上の床面積を持つ大学の教室）の新設又は増設を禁止
（※：例外事項）
 - ・ 大学院、夜間大学の設置等
 - ・ 制限区域内の移転で、人口の増大をもたらさない新增設（要許可）
 - ・ 社会人受入れ等のための新增設、災害等に伴う新增設 等（要許可）

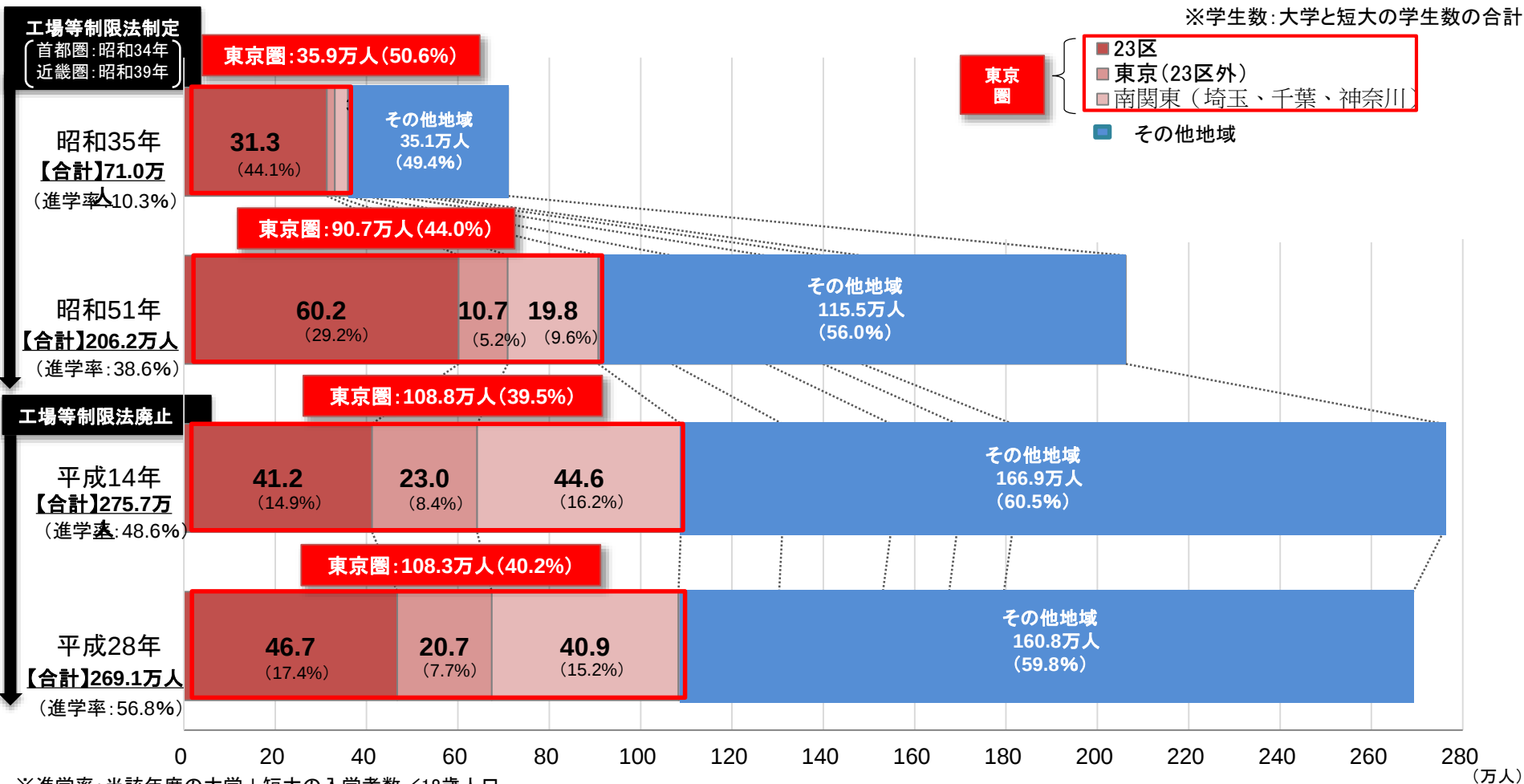
【廃止について】

- 総合規制改革会議等における議論を踏まえ、平成14年7月に法律を廃止。
（参考：対象制限区域（平成13年11月時点））

首都圏	近畿圏
東京特別区及び三鷹市の大部分、武蔵野市の全部、横浜市及び川崎市の約半分並びに川口市の一部(約919km ²)	大阪市の大部分、尼崎市の約半分並びに京都市、神戸市、芦屋市、西宮市、堺市、東大阪市及び守口市の一部分(約421km ²)

工場等制限法による教育機会の格差是正効果

- 全国の学生数は昭和35年から平成28年の間に約198万人増加している(71.0万人→269.1万人)。
- 昭和35年から平成14年にかけては、工場等制限法の立地規制により、全体に占める東京23区の大学の定員の割合が大きく減少した一方、地方圏の大学の定員の充実により、東京圏と地方圏での教育機会の格差が是正された。
- 平成14年から平成28年にかけては、全体に占める東京23区の割合がやや増加しているが、東京23区外や南関東の割合は減少しており、東京圏全体でみるとほぼ横ばいである。



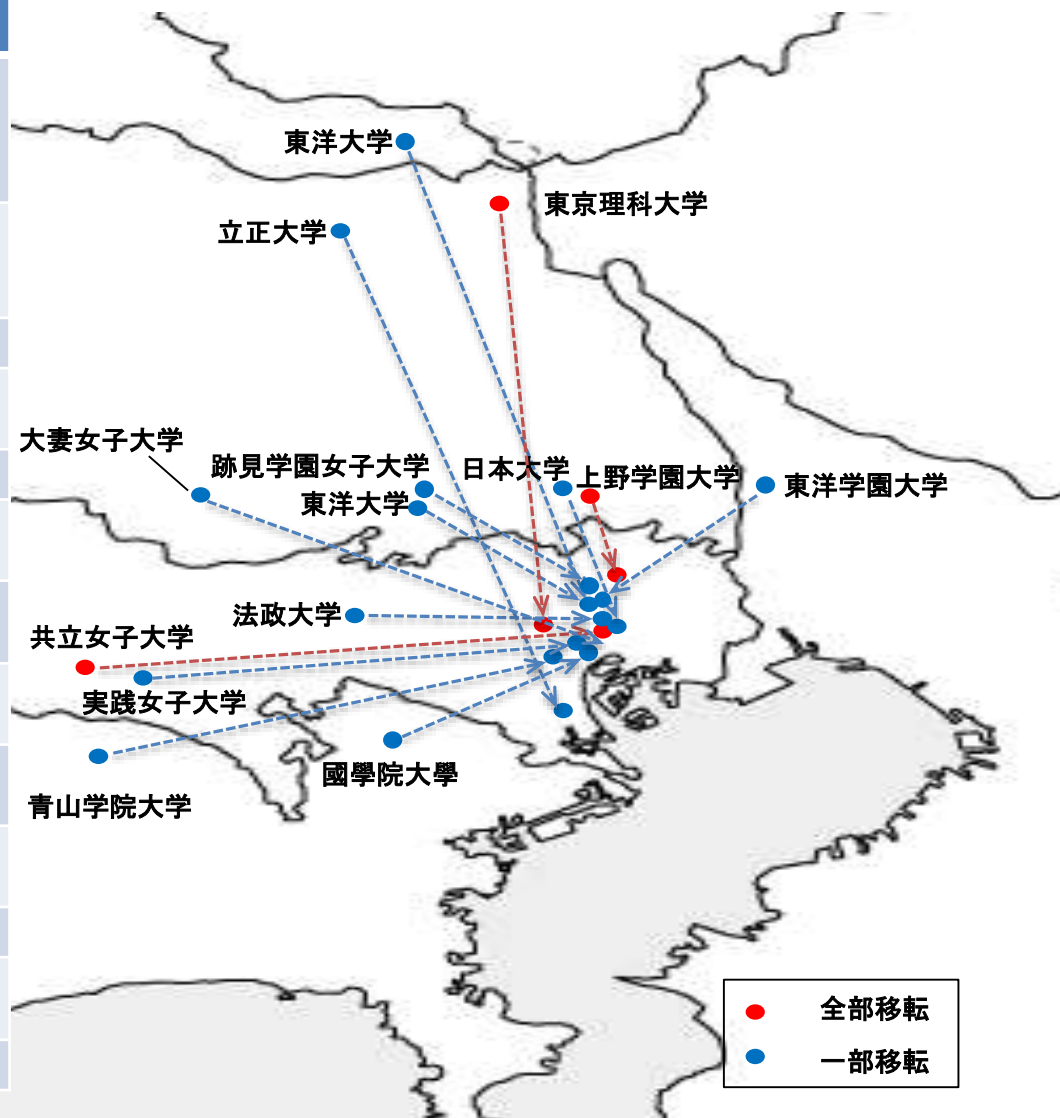
※進学率: 当該年度の大学+短大の入学者数/18歳人口

※数値は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」より

近年の東京23区への大学のキャンパス移転の例

大学名	実施年	旧所在地	移転先
立正大学	H14、18、19、26	埼玉県熊谷市	東京都品川区
東洋大学	H17	埼玉県朝霞市	東京都文京区
	H21	群馬県板倉町	東京都文京区
共立女子大学	H18	東京都八王子市	東京都千代田区
法政大学	H19	東京都小金井市	東京都千代田区
上野学園大学	H19	埼玉県草加市	東京都台東区
東洋学園大学	H19	千葉県流山市	東京都文京区
跡見学園女子大学	H20	埼玉県新座市	東京都文京区
日本大学	H22	埼玉県さいたま市	東京都千代田区
國學院大學	H22	神奈川県横浜市	東京都渋谷区
青山学院大学	H25	神奈川県相模原市	東京都渋谷区
実践女子大学	H26	東京都日野市	東京都渋谷区
大妻女子大学	H27	埼玉県狭山市	東京都千代田区
東京理科大学	H28	埼玉県久喜市	東京都新宿区

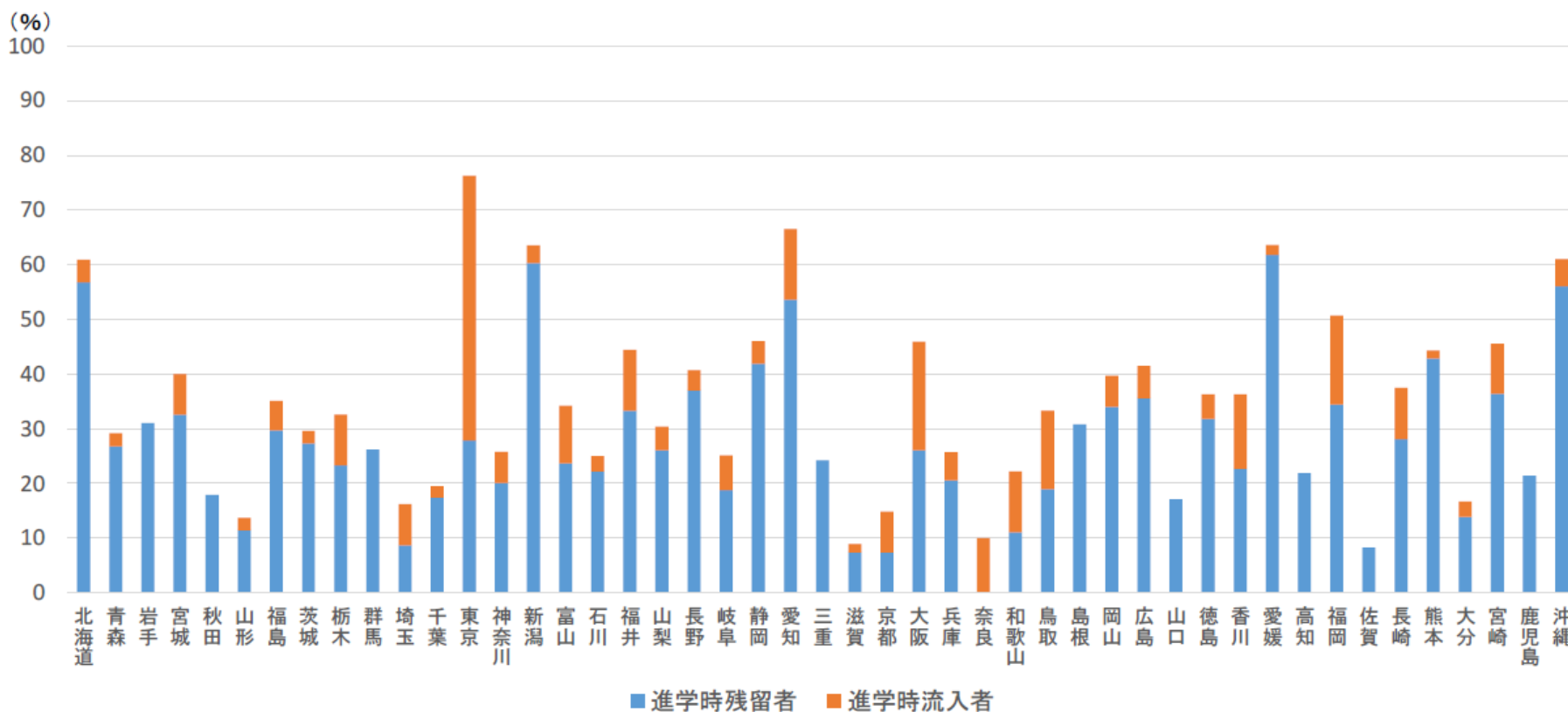


(出典)大学のホームページ等をもとに作成

大卒就職者 地元残留率（都道府県別）

- 残留率が高いのは、1位東京(76.2%)、2位愛知(66.5%)、3位愛媛(63.6%)である。
- 東京における残留者の約2/3は、進学時流入者である。

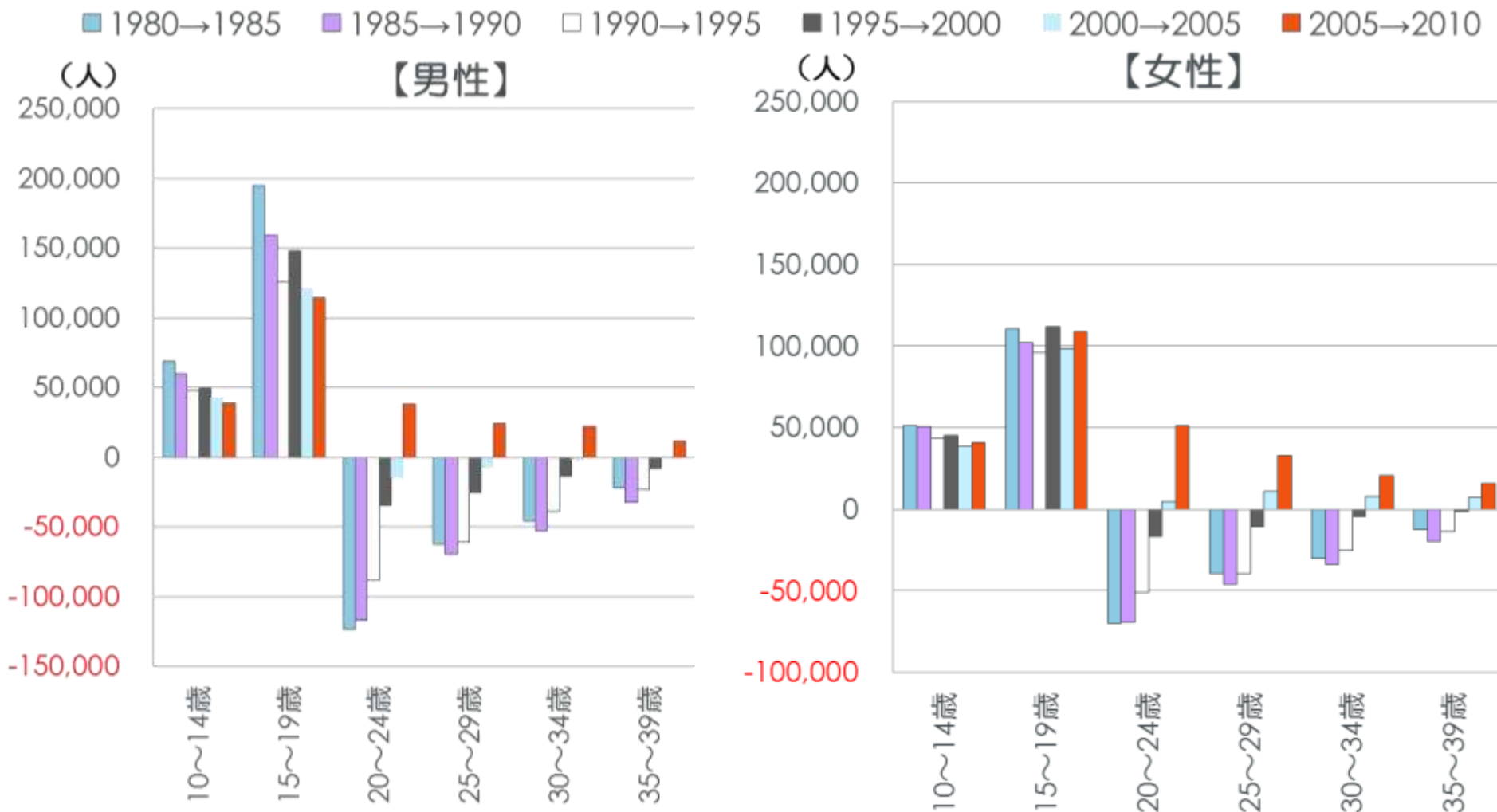
大卒就職者地元残留率(都道府県別)



出典: 就職みらい研究所『大学生の地域間移動に関するレポート2017』

東京都の年齢階級別人口増減（人口純流入数）

○ 2005年までは20歳以上で東京からの流出が超過していたが、2005年以降はすべての年齢階級で、東京への転入が超過している状況。



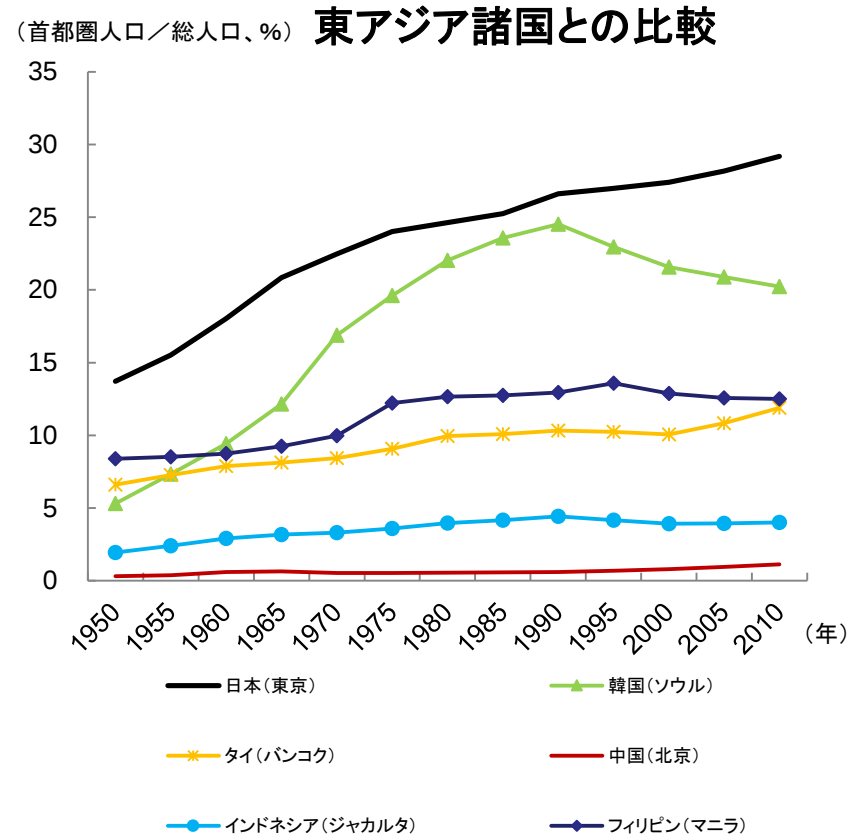
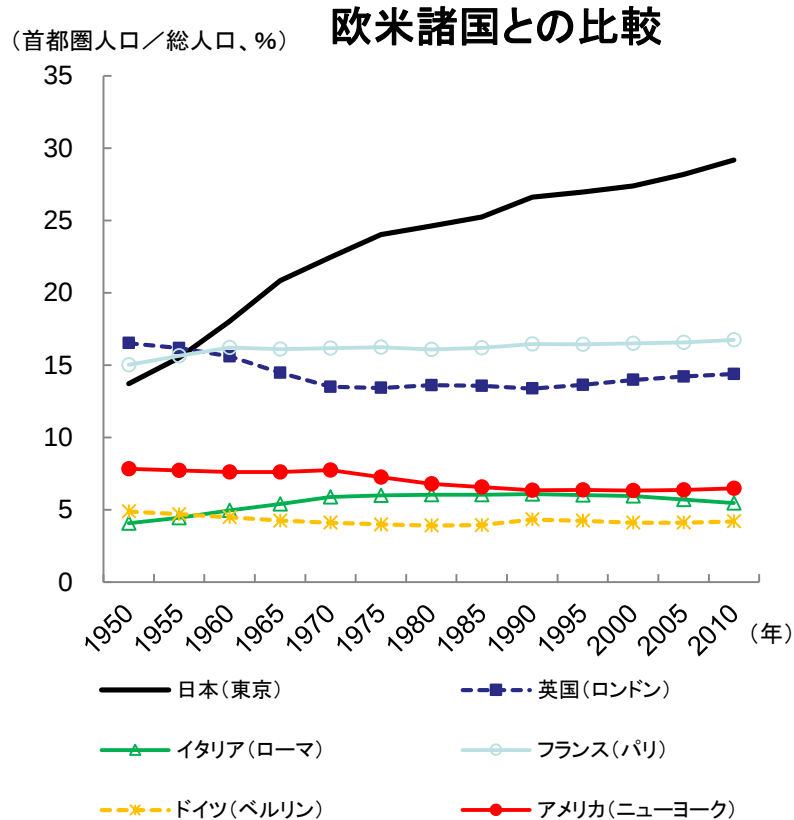
出所：総務省統計局「国勢調査・人口推計」

（まち・ひと・しごと創生会議（第9回）樋口美雄委員提出資料より）

1. 抑制の対象とする地域

首都圏への人口集中の国際比較

○ 国際的に見て、日本は首都圏人口の比率が高くかつ上昇が続いている。



(備考) UN World Urbanization Prospects The 2011 Revisionより作成。

(注) 各都市の人口は都市圏人口。ドイツ(ベルリン)、韓国(ソウル)は都市人口。

日本(東京)の値は2005年国勢調査「関東大都市圏」の値。中心地(さいたま市、千葉市、特別区部、横浜市、川崎市)とそれに隣接する周辺都市が含まれている。

東京一極集中の課題①

- 東京圏においては、過度の人口の集中により、通勤時間が長い、住宅面積が狭い、借家の家賃が高い、待機児童が多い、自然災害リスクが高いといった課題を抱えている。

一日当たりの通勤等時間

都道府県	時間 (分)	都道府県	時間 (分)
宮崎	49	山梨	60
島根	51	長崎	60
鳥取	52	徳島	62
福井	53	群馬	64
大分	53	三重	67
愛媛	53	岡山	67
新潟	54	栃木	67
青森	55	岐阜	67
山形	55	福岡	68
高知	55	滋賀	68
鹿児島	55	広島	69
山口	55	和歌山	70
熊本	56	宮城	71
秋田	56	茨城	72
石川	56	愛知	74
長野	56	京都	77
香川	57	大阪	80
北海道	57	兵庫	84
沖縄	58	奈良	89
岩手	58	東京	93
佐賀	58	埼玉	96
福島	59	千葉	98
静岡	59	神奈川	104
富山	60	平均	65

※平成23年社会生活基本調査より作成

一住宅当たり延べ面積(持家)

都道府県	面積 (㎡)	都道府県	面積 (㎡)
富山	177.03	静岡	131.66
福井	173.29	茨城	131.13
山形	168.01	山口	129.40
石川	162.51	熊本	129.26
秋田	162.04	和歌山	128.78
新潟	161.50	愛知	127.94
島根	159.22	愛媛	127.56
鳥取	156.46	大分	127.35
岩手	154.60	広島	125.16
長野	154.37	長崎	123.66
青森	150.10	北海道	121.53
岐阜	148.23	宮崎	120.11
滋賀	147.43	福岡	119.10
福島	146.37	兵庫	118.56
佐賀	144.97	高知	118.28
岡山	140.01	京都	114.30
山梨	138.86	千葉	110.29
香川	138.31	鹿児島	109.54
徳島	138.05	埼玉	106.96
三重	136.36	沖縄	104.28
栃木	134.24	大阪	101.58
宮城	133.85	神奈川	98.60
群馬	133.08	東京	90.68
奈良	132.03	平均	122.32

※平成25年住宅・土地統計調査より作成

借家のモデル家賃(月額)

都道府県	モデル家賃 (円)	都道府県	モデル家賃 (円)
青森	43,847	山梨	49,742
秋田	44,382	新潟	50,464
宮崎	44,637	富山	50,559
高知	44,922	三重	50,599
鹿児島	45,338	福井	51,324
大分	45,952	長野	51,351
和歌山	47,225	茨城	51,683
島根	47,317	岡山	51,731
山口	47,338	栃木	51,931
徳島	47,406	福岡	53,150
鳥取	47,582	奈良	53,543
岩手	47,584	広島	53,764
熊本	47,730	宮城	53,862
愛媛	48,009	滋賀	55,716
山形	48,031	静岡	56,982
群馬	48,119	愛知	57,695
佐賀	48,355	京都	59,356
北海道	48,517	大阪	61,325
石川	48,744	兵庫	62,526
福島	48,747	千葉	62,832
長崎	48,892	埼玉	63,609
沖縄	49,253	神奈川	74,866
岐阜	49,378	東京	88,339
香川	49,649	平均	52,211

※平成25年住宅・土地統計調査より作成

モデル家賃: 1畳当たり家賃に1住宅あたり居住室の畳数を掛けて算出。

1畳当たり家賃は、都道府県別に集計した調査サンプルの家賃合計値額を全畳数で除して算出。1住宅当たりの居住室の畳数は、住宅数合計値を全畳数で除して算出。

東京一極集中の課題②

保育所待機児童数

都道府県	児童数 (人)	都道府県	児童数 (人)
青森	0	徳島	60
山形	0	京都	64
新潟	0	山口	65
富山	0	三重	101
石川	0	栃木	126
福井	0	鹿児島	144
山梨	0	奈良	175
長野	0	静岡	189
鳥取	0	岩手	194
広島	0	愛知	202
高知	0	熊本	233
宮崎	0	滋賀	339
香川	3	茨城	382
和歌山	4	福島	398
長崎	4	宮城	425
群馬	5	神奈川	465
愛媛	16	兵庫	715
佐賀	18	福岡	797
大分	20	大阪	801
岐阜	23	埼玉	897
秋田	33	千葉	1,246
岡山	35	沖縄	1,977
島根	38	東京	8,327
北海道	46	合計	18,567

自然災害リスク指数

世界の大都市の自然災害リスク指数

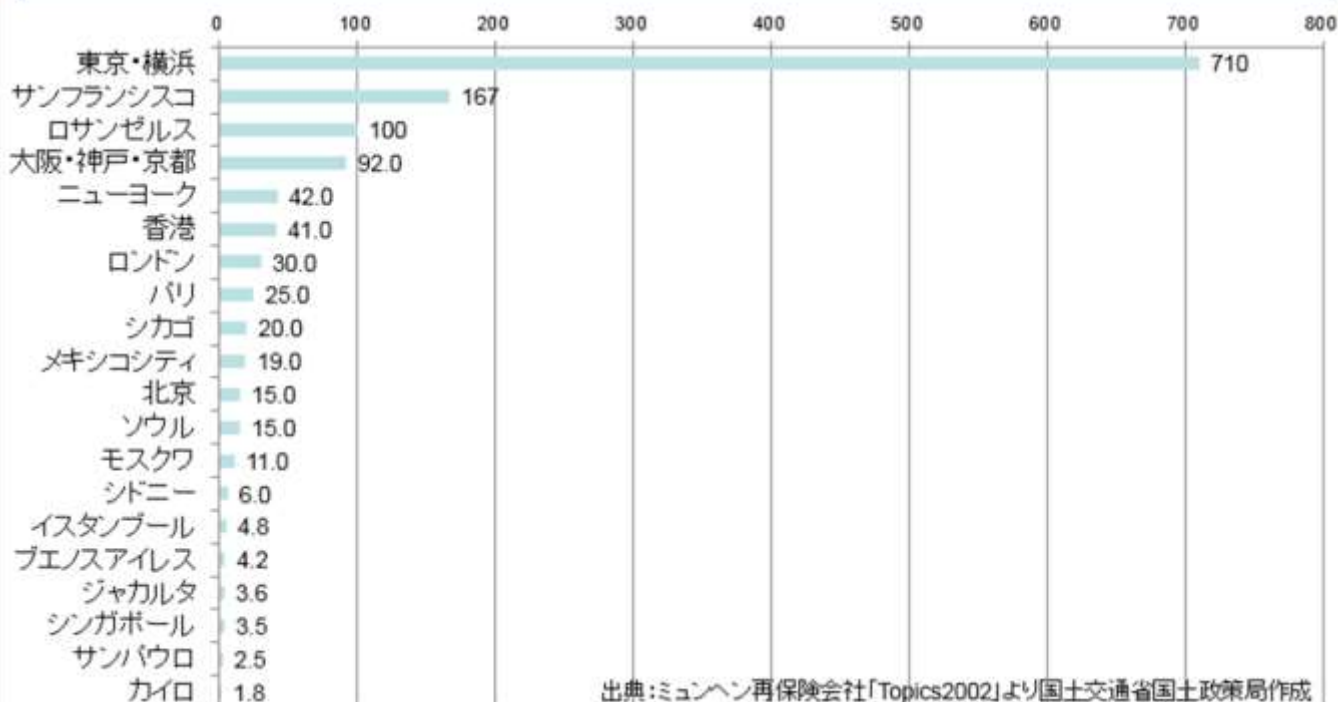


○ドイツの保険会社が、世界の50の大都市を対象として、自然災害リスク指数を算出。

自然災害リスク指数 = ①自然災害発生の可能性 × ②災害に対する脆弱性 × ③危険にさらされる経済的価値

○東京・横浜は、自然災害発生の可能性や災害に対する脆弱性が高位にあることに加えて、世界有数の資産が集中する都市であることから、自然災害リスク指数が最大。

○このことから、東京一極集中は、日本経済全体にとって大きなリスクであり、負担となっている。



※保育所等関連状況取りまとめ
(2016年4月1日・厚生労働省)より作成

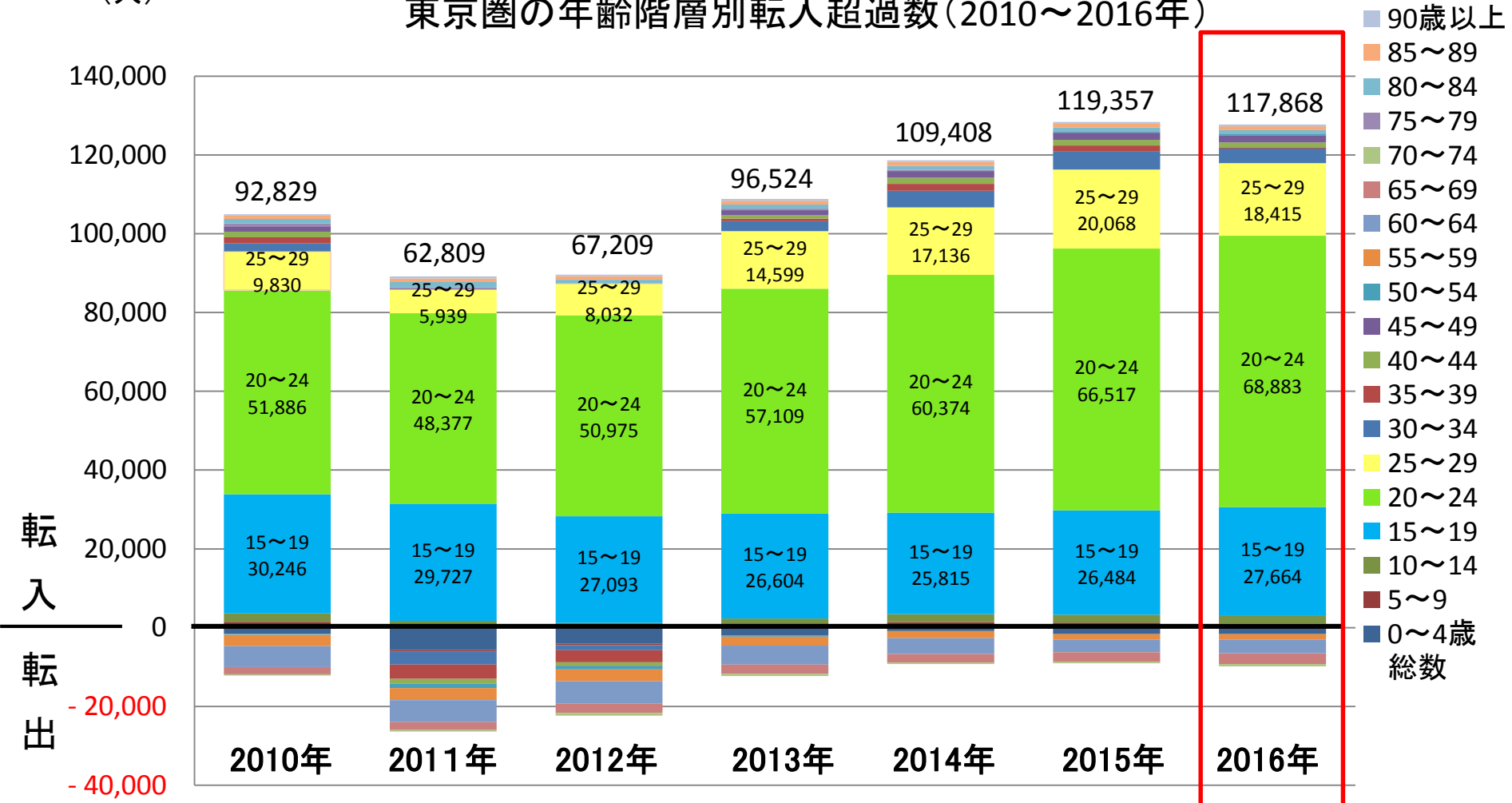
(「国土のグランドデザイン2050」より)

年齢階級別転入超過数

- 東京圏への転入超過数の大半は15～19歳、20～24歳が占めており、大学進学時、大卒後就職時の転入が考えられる。

(人)

東京圏の年齢階層別転入超過数(2010～2016年)



私立大学の入学定員充足状況

○ 私立大学の入学定員の充足状況に関しては、近年厳しくなる傾向にある。

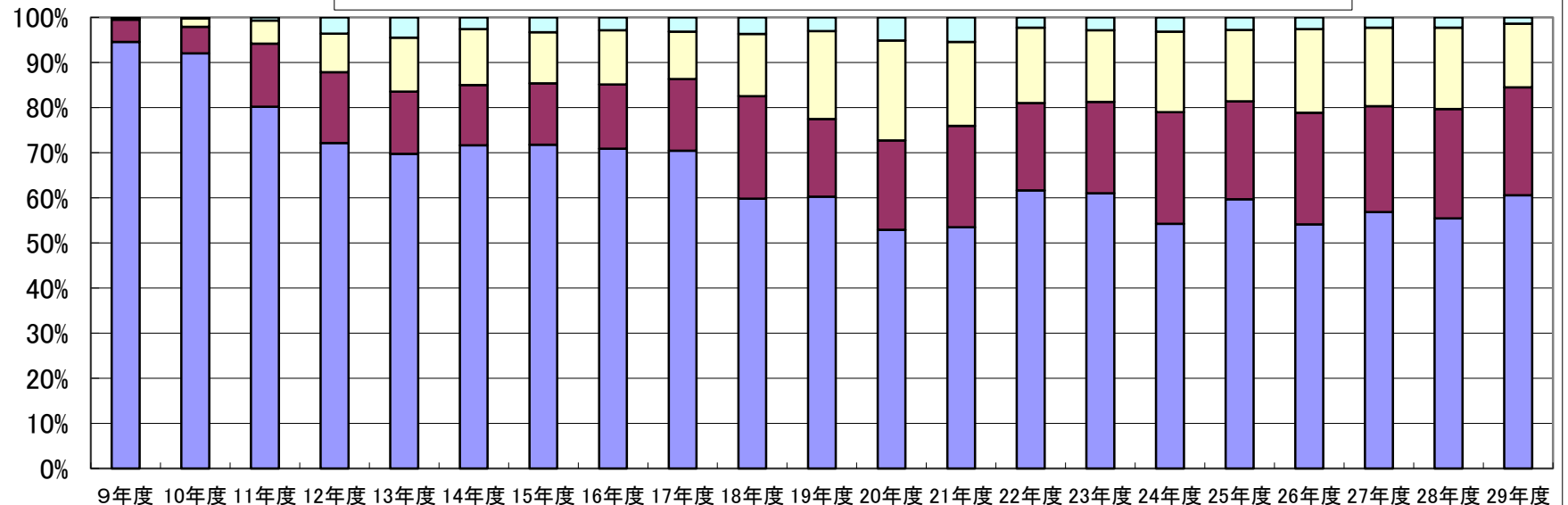
区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大 学 数	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581
100%以上の学校数	402	404	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352
割合	94.6%	92.0%	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%
80%～100%の学校数	21	26	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140	139
割合	4.9%	5.9%	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%	23.9%
50%～80%の学校数	1	8	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82
割合	0.2%	1.8%	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%
50%未満の学校数	1	1	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8
割合	0.2%	0.2%	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%

入学定員未充足校	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229
割合	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%

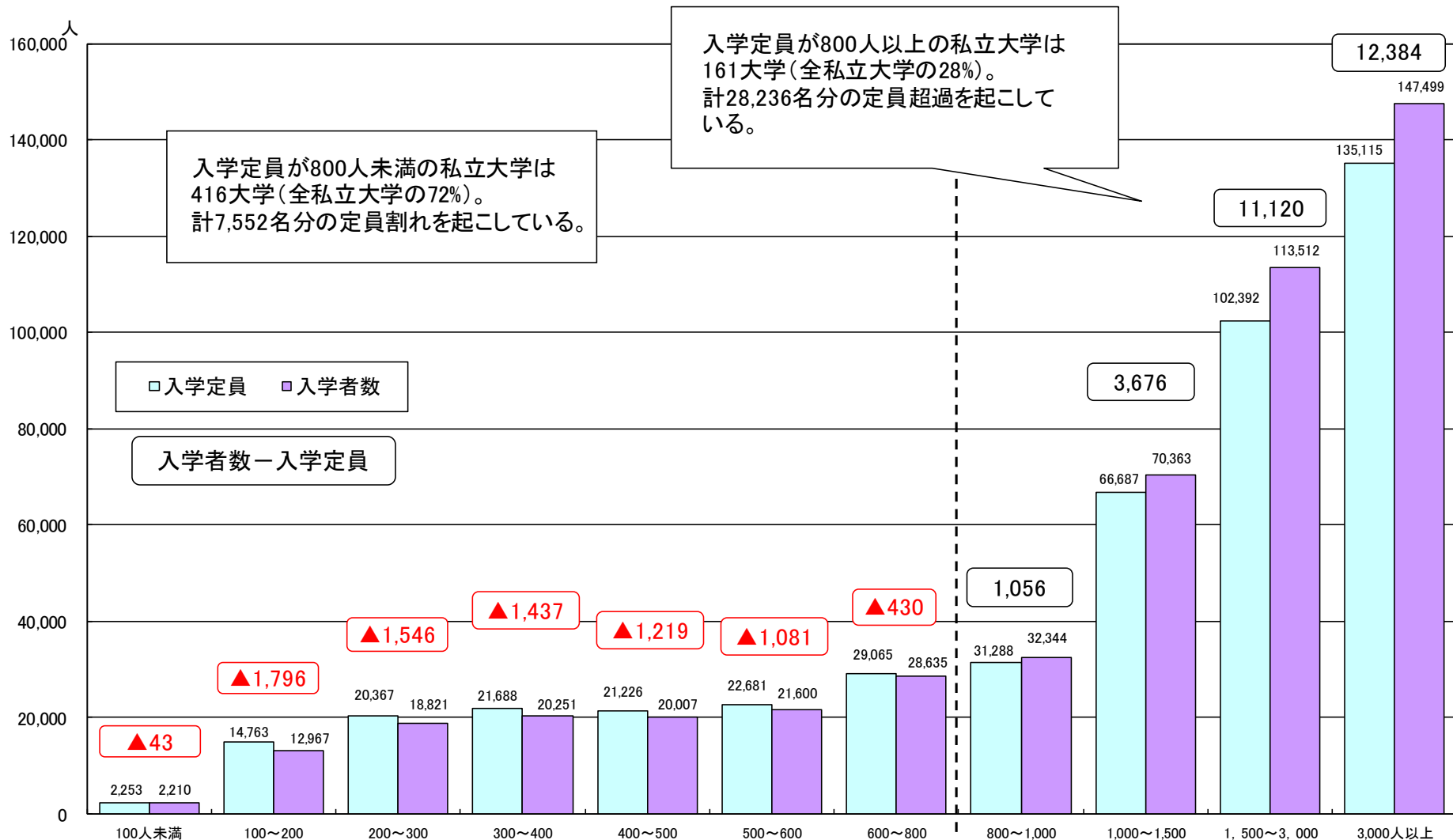
充足率80%以上校	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491
割合	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%

(注) 大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。

■100%以上の学校数 ■80%～100%の学校数 □50%～80%の学校数 □50%未満の学校数



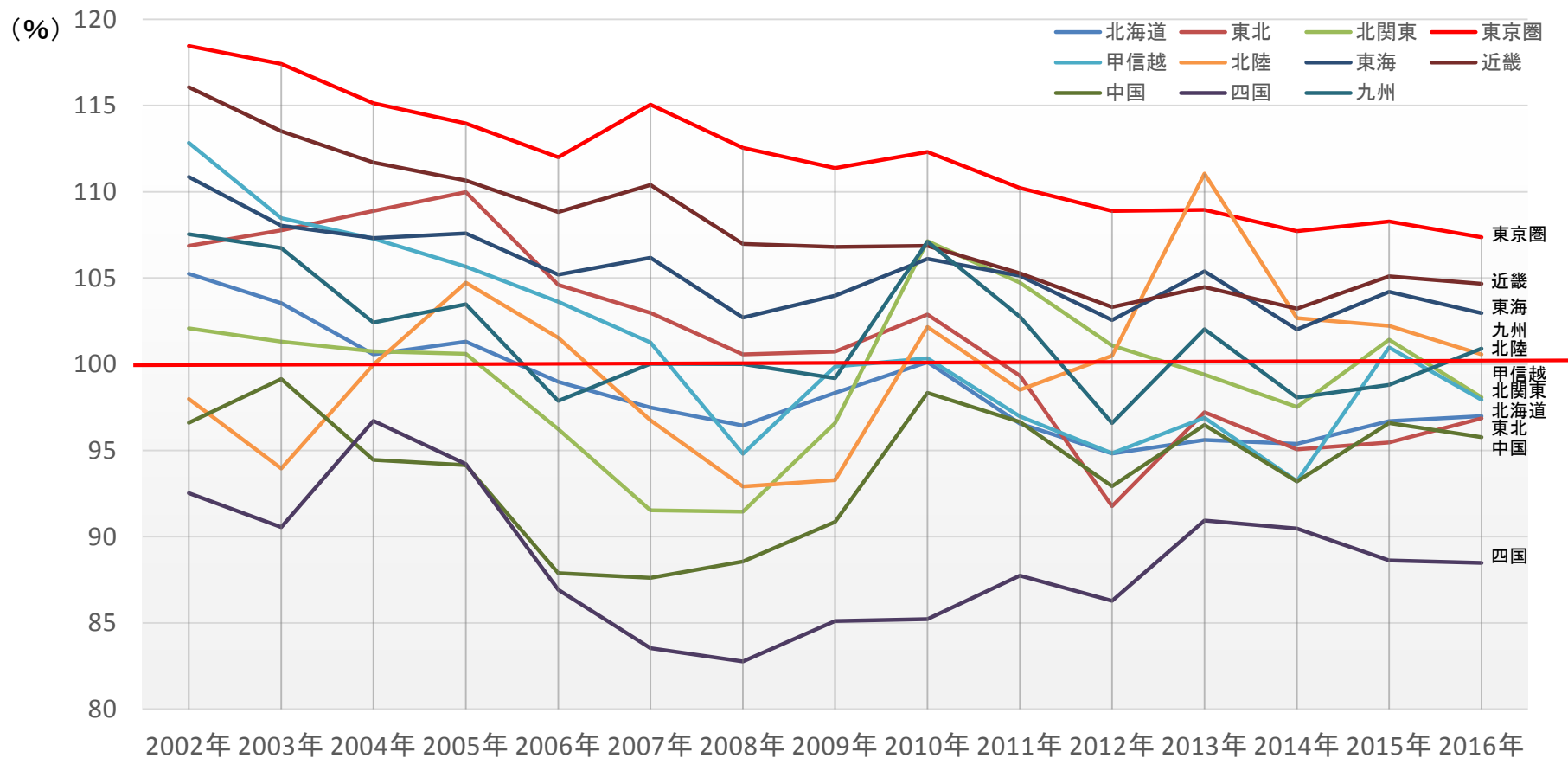
規模別の入学定員、入学者数等(平成28年度、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立大学におけるブロック別入学定員充足率の推移

- 私立大学の定員充足率は、全体として低下傾向。
- 工場等制限法が廃止された2002年以降、充足率100%を切るブロックが3から6へ増加。



地 域	北海道	東北	北関東	東京圏	甲信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州
2002年	105%	107%	102%	118%	113%	98%	111%	116%	97%	93%	108%
2016年	97%	97%	98%	107%	98%	101%	103%	105%	96%	88%	101%
増 減	-8%	-10%	-4%	-11%	-15%	3%	-8%	-11%	-1%	-4%	-7%

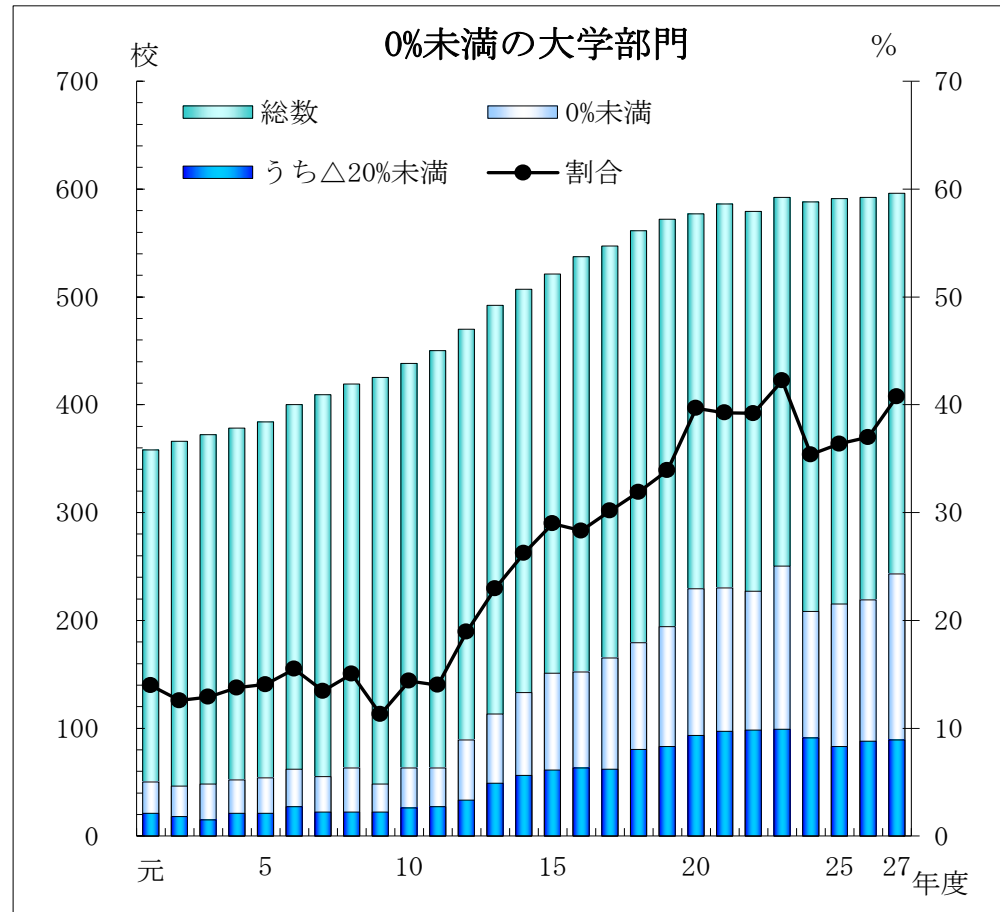
(地域区分)

○東北: 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、 ○北関東: 茨城、栃木、群馬、 ○東京圏: 東京、埼玉、千葉、神奈川、 ○甲信越: 新潟、山梨、長野、
 ○東海: 岐阜、静岡、愛知、三重、 ○北陸: 富山、石川、福井、 ○近畿: 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、 ○中国: 鳥取、島根、岡山、広島、山口、
 ○四国: 徳島、香川、愛媛、高知、 ○九州: 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

学校法人の事業活動収支差額比率の推移

- 約40%の学校法人で、大学部門の事業活動収支差額比率が0%未満となっている。
- 事業活動収支差額比率が0%未満となる学校法人の割合は拡大傾向。

大学部門の事業活動収支差額比率の推移



「事業活動収支差額比率」＝「当年度の収支差額(基本金組入前)」／「事業活動収入」

※平成元年度～3年度は0%及び△20%を含む。

出典：平成28年度版「今日の私学財政」(日本私立学校振興・共済事業団)

東京都の大学入学者数が一定とした場合の将来推計

- 仮に、2015年度の18歳人口に占める入学者総数の割合(51.5%)及び東京都の大学入学者数(14.9万人)が将来も維持されるとした場合、地方圏の大学の入学者数は大幅に減少しかねない。
(2015年度 46.9万人 → 2040年度 30.5万人)
- その場合、地方圏の大学の定員数が維持されるとすれば、大幅な定員割れが生じうる。
(2040年度 30%の定員割れ)

年度		2015		2030		2040	
			学生のシェア		学生のシェア		学生のシェア
18歳人口(万人)		120.0		102.5		88.2	
入学者総数(万人)		61.8	100%	52.8	100%	45.4	100%
東京都	A 定員数(万人)	15.1		15.1		15.1	
	B 入学者数(万人)	14.9	24%	14.9	28%	14.9	33%
	B/A(%)	98%		98%		98%	
その他の道府県	C 定員数(万人)	44.0		44.0		44.0	
	D 入学者数(万人)	46.9	76%	37.9	72%	30.5	67%
	D/C(%)	107%		86%		69%	

※ 18歳人口については文部科学省作成資料より
2015年度の定員数は文部科学省調べ、入学者数は学校基本調査統計より

- ※ 2030年度、2040年度については、下記の仮定により推計
- ・入学者総数は、2015年度の18歳人口に占める入学者総数の割合を維持すると仮定して、18歳人口から推計
 - ・東京都の定員数は15.1万人(2015)、入学者数は14.9万人(2015)を維持すると仮定
 - ・その他の道府県の定員数は44.0万人(2015)を維持すると仮定
 - ・その他の道府県の入学者数は、入学者総数から東京都の入学者数を差し引いて推計

地方創生のための大都市圏への学生集中是正方策について

1. 基本的考え方

- 本来、各大学においては、適切な教育環境を確保するため、学生定員に対する在籍学生数の割合（「定員充足率」）を1.0とすることが原則として求められる。しかし、現状としては全国で約4万5千人の入学定員超過が生じているところ（平成26年度の私立大学の状況）、そのうち約8割（約3万6千人）が三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の8都府県）に集中。特に、収容定員4,000人以上の大・中規模大学において三大都市圏への集中が約9割（全国約3万1千人のうち三大都市圏に約2万7千人）と顕著。
- 平成26年末に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、こうした大都市圏への学生集中を是正するため、大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化に向けた資源配分の在り方等に関する検討を行うことを明記。これらを踏まえ、地方創生の観点から、大学進学時における大都市圏への学生集中を抑制するため、主として大・中規模の大学を対象に、以下の方策を実施。

【参考】「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）より

「・・・大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。」

2. 具体的方策

(1) 大学等設置認可における措置

- 既設学部等の入学定員充足率（修業年限4年の場合、開設前年度から過去4年間の平均値）が一定の基準を超える公私立大学による新たな学部等の設置認可申請を認可しないこととする取扱いに関し、基準の厳格化を図る（平成31年度開設申請分までに段階的に措置）。

大学規模 学部規模 入学定員充足率	大・中規模大学 (収容定員4,000人以上)			小規模大学 (収容定員4,000人未満)
	大規模学部 (学部入学定員300人以上)	中規模学部 (学部入学定員100人～300人未満)	小規模学部 (学部入学定員100人未満)	
是正措置前	1.3倍以上			
強化策	<u>1.05倍以上</u>	<u>1.1倍以上</u>	<u>1.15倍以上</u>	

(2) 国立大学に対する措置

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に当該基準を超過する入学者数分の学生納付金相当額を国庫返納させる基準を厳格化 (①)するとともに、入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた教育費相当額を国庫返納させる措置を導入 (②)することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

学部規模 入学定員充足率		大規模学部 (学部入学定員300人超)	中規模学部 (学部入学定員100人超300人以下)	小規模学部 (学部入学定員100人以下)
是正措置前	学生納付金相当額の国庫返納	1.1倍以上		1.2倍以上
強化策	①学生納付金相当額 (平成30年度までに段階的に厳格化)	1.05倍以上	1.1倍以上	1.15倍以上
	②超過入学者数分の教育費相当額 (平成31年度に措置)	1.0倍超	1.0倍超	1.0倍超

(3) 私立大学等経常費補助金における措置

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準を厳格化 (①)するとともに、入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入 (②)することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

大学規模 入学定員充足率		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未満)
是正措置前	全額不交付	1.2倍以上	1.3倍以上	
強化策	①全額不交付 (平成30年度までに段階的に厳格化)	1.1倍以上	1.2倍以上	1.3倍以上
	②学生超過分減額 (平成31年度に措置)	1.0倍超	1.0倍超	1.0倍超

※ なお、各大学が積極的に入学定員充足率を1.0倍とすることを促すため、上記の措置に加え、入学定員充足率を0.95～1.0倍とした場合に私学助成を上乘せするインセンティブ措置を新たに導入(平成31年度に措置)。

2. 抑制の対象とする学校種

各学校種等の学校数・学生数

- 東京23区に所在する大学・大学院の学生数の割合は短期大学や高等専門学校と比べるとやや高い。
- 東京23区の学生数については、大学院、短期大学、高等専門学校と比較して大学の学部生が大多数を占めている。

項 目		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校（専門課程）
学校数		627	777	341	57	2817
	うち東京都	(*) 109	137	38	3	357
	割合	17%	18%	11%	5%	13%
	うち23区	(*) 76	93	28	1	—
	割合	12%	12%	8%	2%	—
学生数 （万人）		25.0	287.4	12.8	5.8	58.9
	うち東京都	6.8	74.6	1.5	0.36	13.4
	割合	27%	26%	12%	6%	23%
	うち23区	5.6	52.6	1.2	0.16	—
	割合	22%	18%	9%	3%	—

※学校数について、大学院の欄は大学院を置く大学の数である。

※東京23区の学校数は、学校の本部が東京23区にある学校の数である。

※東京23区の学生数は、東京23区に所在する学部等の学生数である。

※大学の学生数は学部に所属している学生の人数である。

出典：平成28年度学校基本統計及び東京都立産業技術高等専門学校ホームページにより作成

(*)：平成28年度全国大学一覧より作成。東京/23区の学校数は、学校の本部が東京/23区にある学校の数である。

専門職大学・専門職短期大学

学校教育法の一部を改正する法律の概要【「専門職大学」等の制度化について】 H29.5.31公布(平成29年法律第41号)

趣旨・背景

「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

実践力
+ 創造力

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材
かつ 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

(例)【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》→ 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計【*印】

1. 目的等

①機関の目的 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ * 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上。長期の企業内実習等) * 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ * 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2. 社会のニーズへの即応

①産業界等との連携 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ * 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

②認証評価における分野別評価 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ * 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3. 社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

②修業年限の通算 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

施行期日

平成31年4月1日

大学院

第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

(2) 知の基盤の強化

- ① イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進
 - iii) 国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成

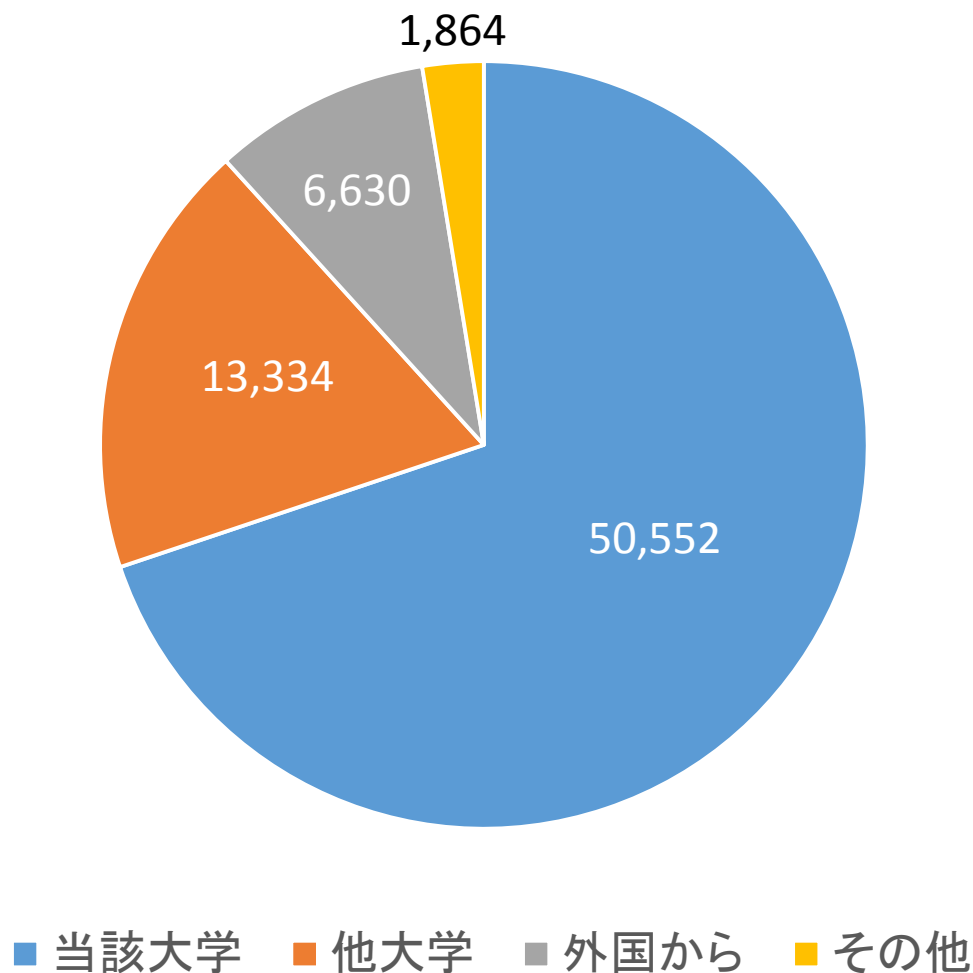
我が国が世界の研究ネットワークの主要な一角に位置付けられ、世界の中で存在感を発揮していくためには、国際共同研究を戦略的に推進するとともに、**国内に国際頭脳循環の中核となる研究拠点を形成することが重要**である。

このため、国は、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点を活用しつつ、滞在型の国際共同研究を充実する。核融合、加速器、宇宙開発利用などのビッグサイエンスについては、国内外施設の活用及び運用を図り、諸外国との国際共同研究を活発化する仕組みを構築するなど、国として推進する。また、二国間、多国間協力を強化し、相互に有益な関係を構築するため、共通課題の抽出など相手国と戦略的に連携しつつ、マッチングファンドや海外共同拠点の運営の充実を図る。

さらに、**国は、国内外から第一線の研究者を引き付け、優れた研究環境と高い研究水準を誇る世界トップレベルの研究拠点の形成を進める**。また、沖縄科学技術大学院大学における取組を捉え、必要な展開を図る。

大学院の入学者の内訳について(修士課程)

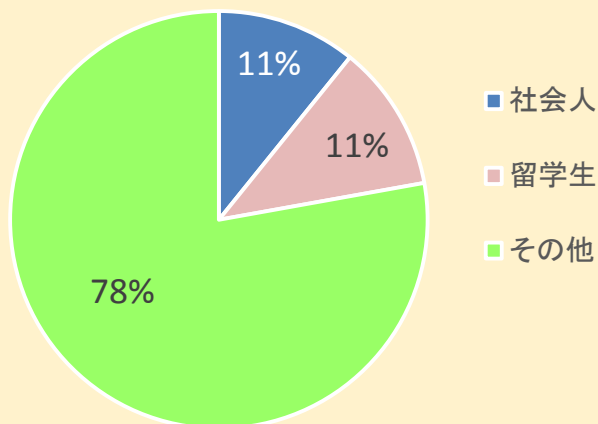
○ 大学院への進学は、当該大学からが大半を占めている。



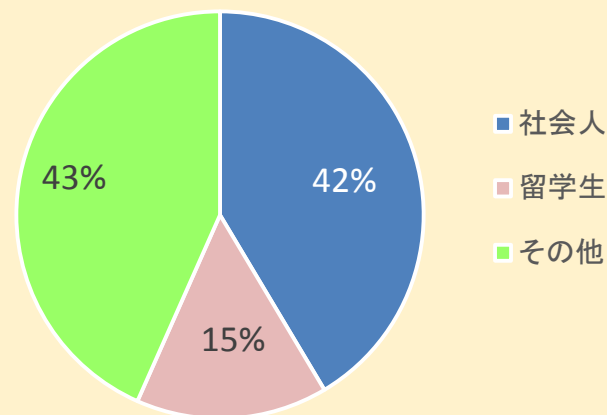
大学院における社会人・留学生の割合

- 大学院は社会人の学び直しのための機関としての性質がある。
- 大学院は入学者に占める留学生の割合が大学に比べて高い(※大学入学者における留学生の割合は2%)。また、最近、増加傾向になる。

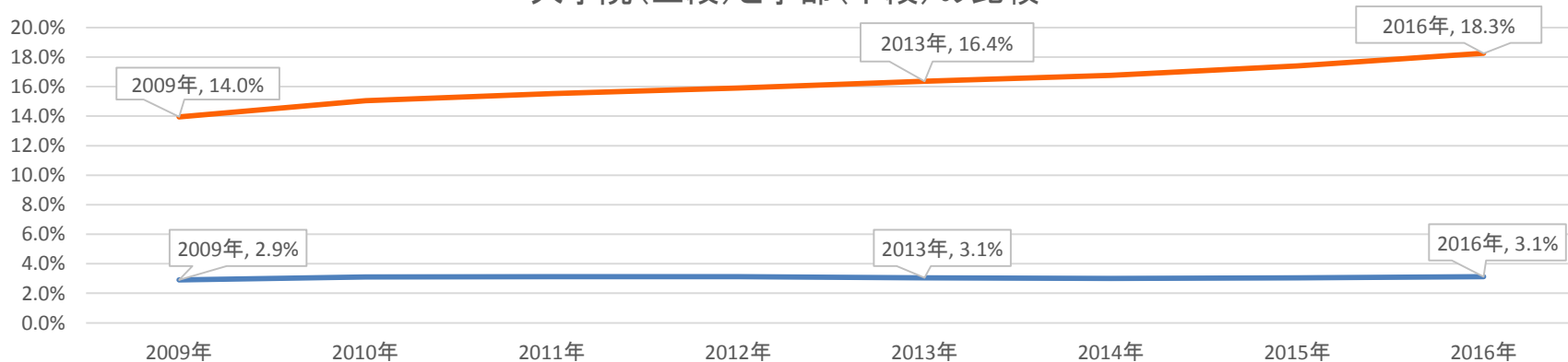
修士課程入学者の内訳



博士課程入学者の内訳



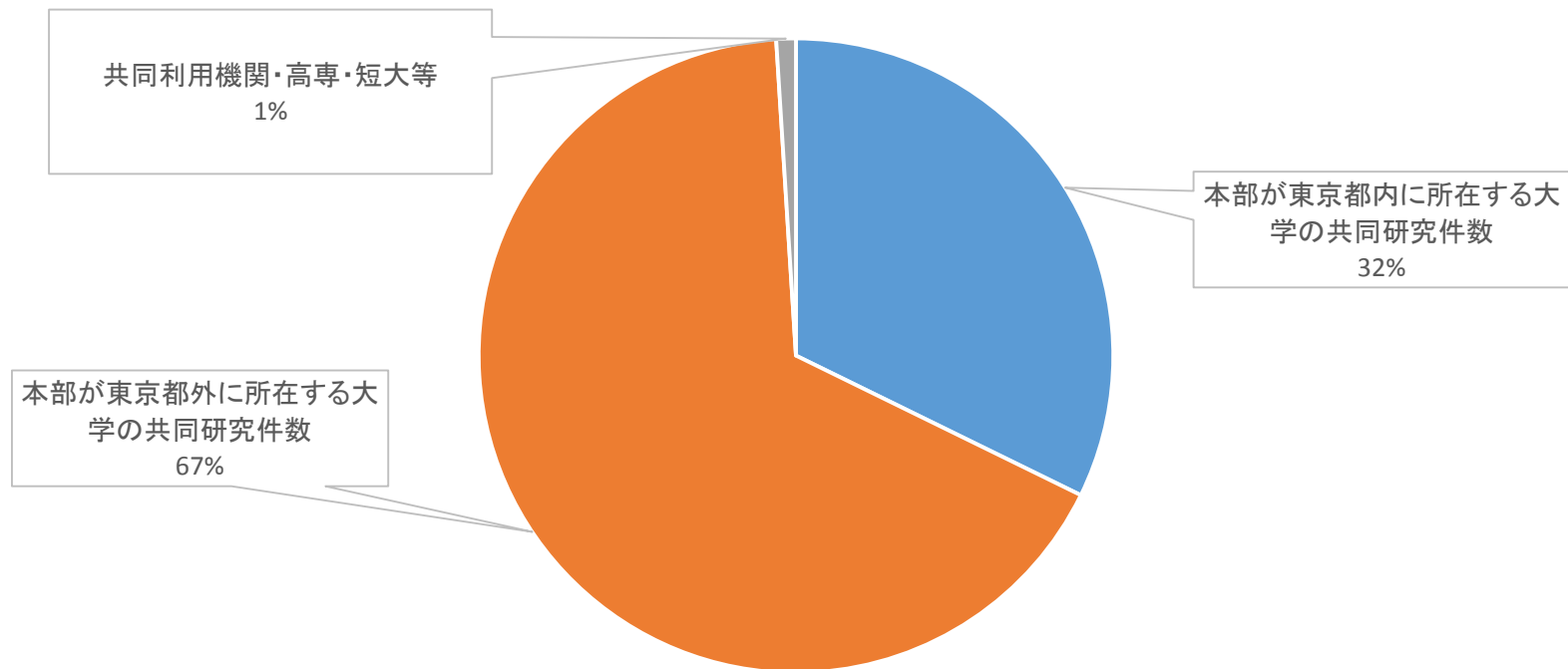
在学者のうち外国人学生の割合
大学院(上段)と学部(下段)の比較



大学と企業との共同研究の状況について

- 大学において重要な大学院教育の場であり、また大学院生が研究者として参加する大学と企業との共同研究においても、企業の集中する都内に所在する大学は大きな割合を占め、さらに大型の案件はより比率が高い。

1千万円以上の共同研究件数の所在地別割合



高等専門学校

高等専門学校制度の概要

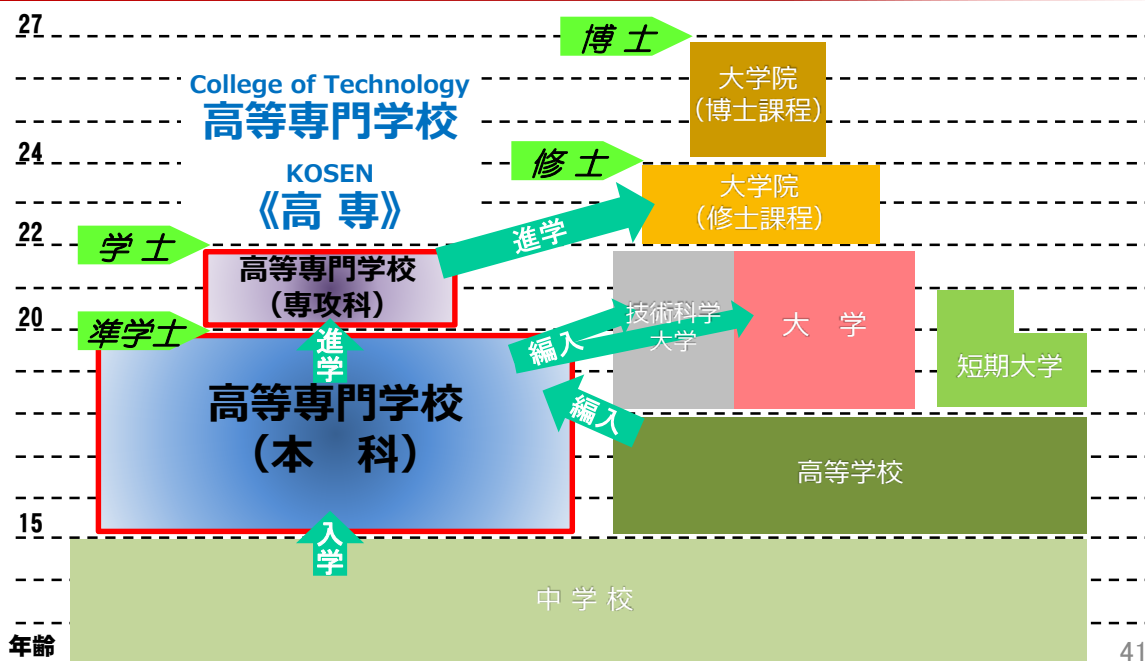
1. 高等専門学校とは

- 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした5年一貫の実践的技術者教育を行う高等教育機関
- 中堅技術者の養成を目的として制度が創設された（昭和37年）
大企業においては、工場長など製造現場の指導・監督的な立場の技術者、中小企業においては、企業の中心的な技術者、技術の責任者
- 近年では、研究・開発に従事する技術者としての活躍も期待されている

2. 基本データ

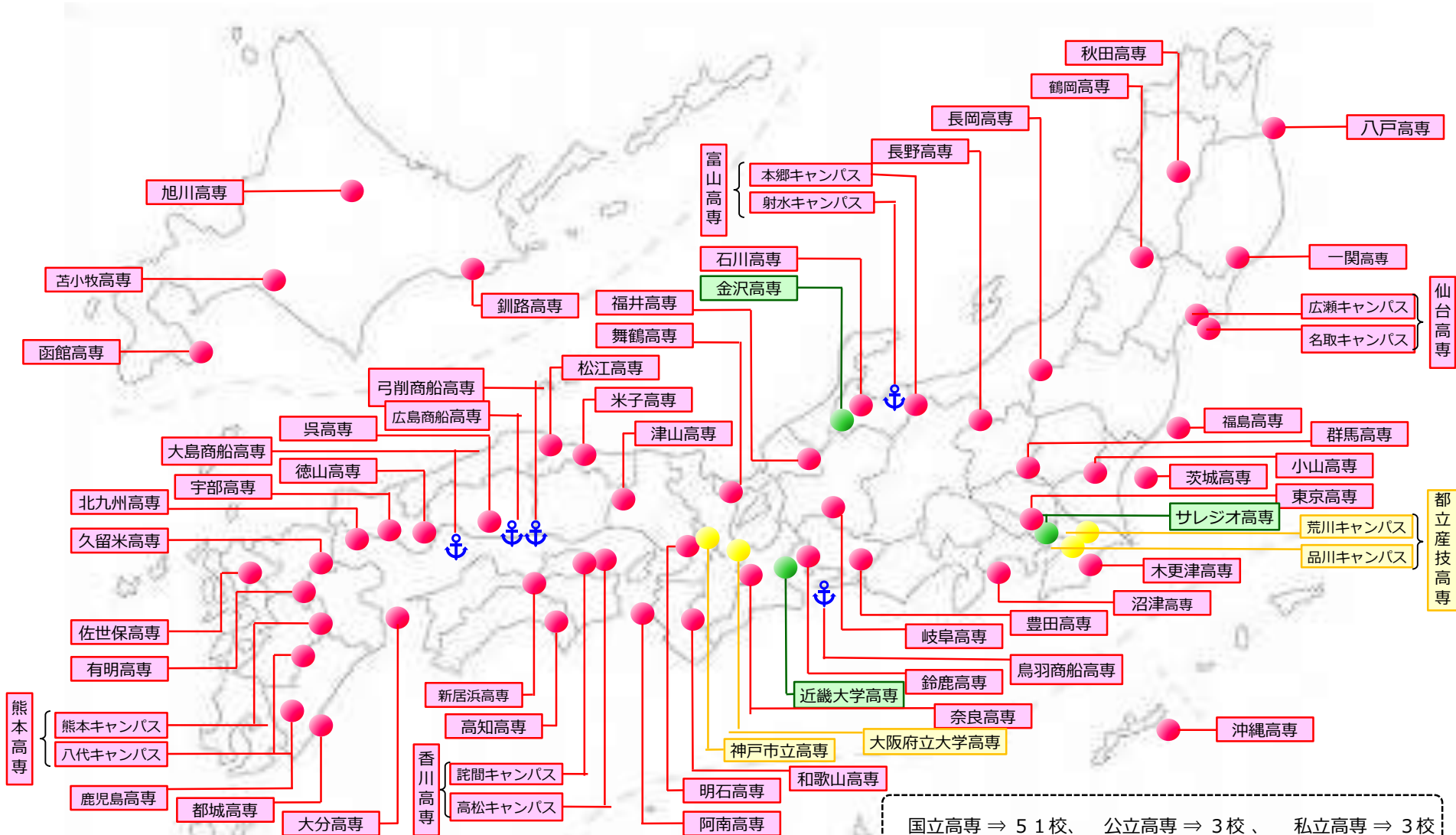
- 学 校 数：全57校
（国立51校、公立3校、私立3校）
- 入学定員：10,540人
（15歳人口の約1%）
- 東京23区内は1校

高等専門学校と高校、大学・大学院との制度上の関係



高等専門学校の配置

○ 高等専門学校は、地方に多く、また道府県庁所在地以外の都市に主に立地している。



国立高専 ⇒ 51校、 公立高専 ⇒ 3校、 私立高専 ⇒ 3校
【高専合計 ⇒ 57校】

平成29年4月1日現在

- 高等専門学校は、地元中学校からの進学者が多い。

(例)

東京都立産業技術高等専門学校

募集人員320名中60名が都外在学者を対象とした人員

福井高等専門学校

在学者1008人中921人が福井県出身者(平成29年5月1日時点)

有明工業高等専門学校

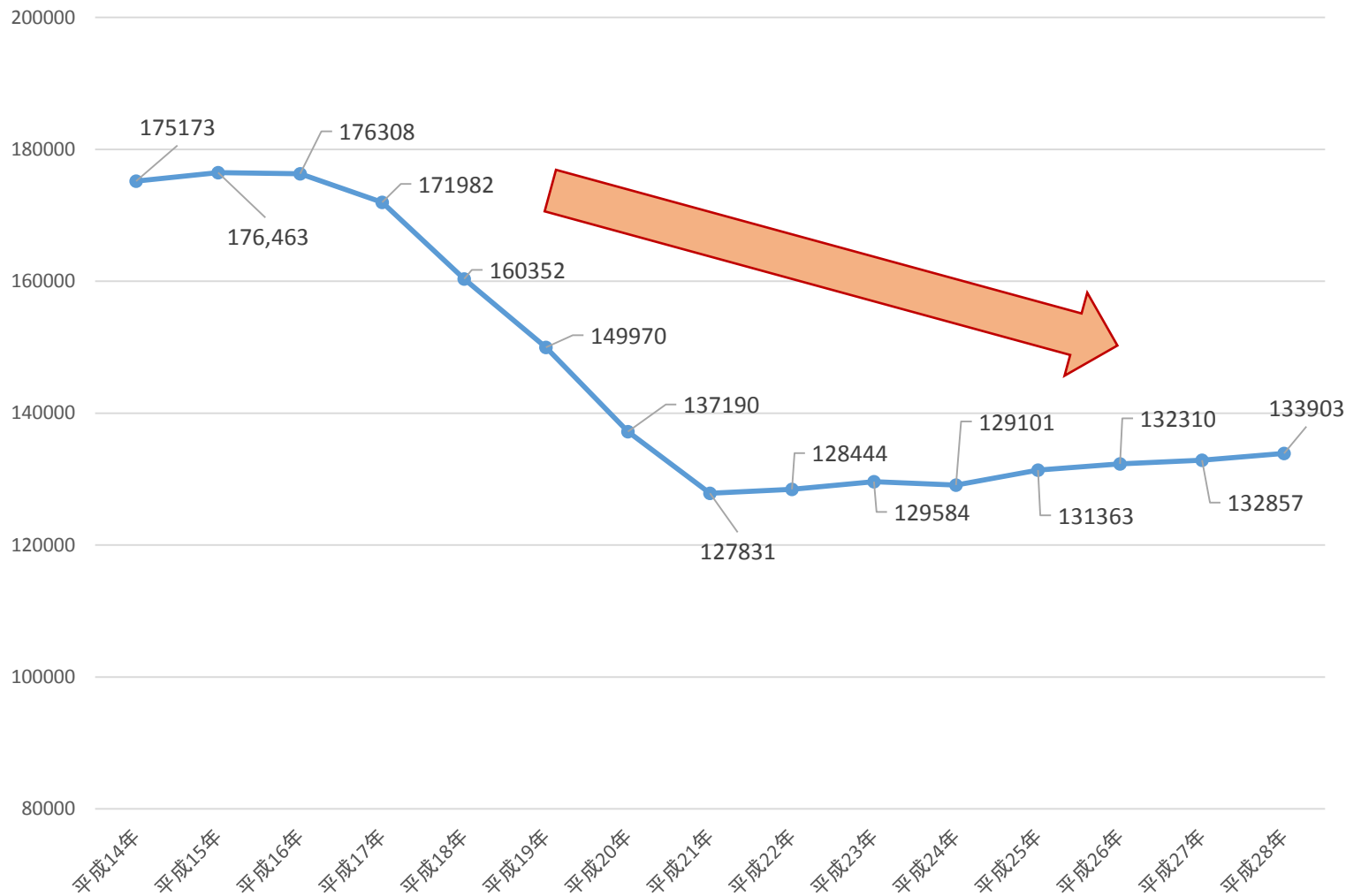
新入学者207人中136人が福岡県出身者(平成29年度新入学生)

※他は熊本県、佐賀県、長崎県出身者

専門学校

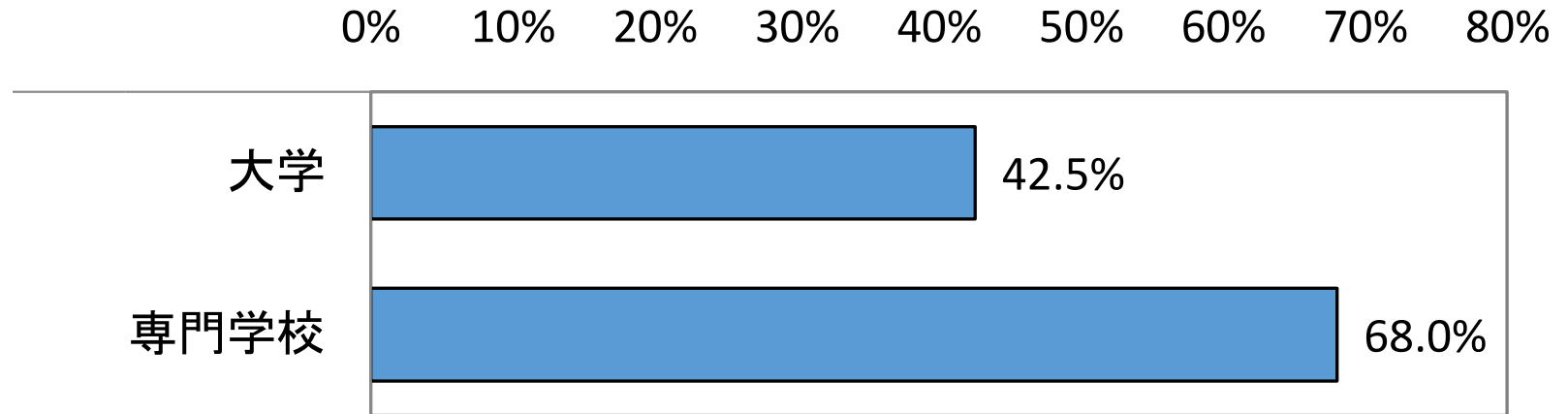
東京都内の専修学校(専門課程)の学生数の推移

○ 東京都内の専修学校(専門課程)の学生数は減少傾向。



大学・専門学校が所在する都道府県内の高校から進学した者の割合

- 大学と比較して、同一の都道府県内の高校から進学した者の割合が高い(2016年)。



※大学は学校基本調査(文部科学省H28)より作成。

※専門学校は、「専門学校生への効果的支援の在り方に関する実証研究事業」による専門学校調査より作成。

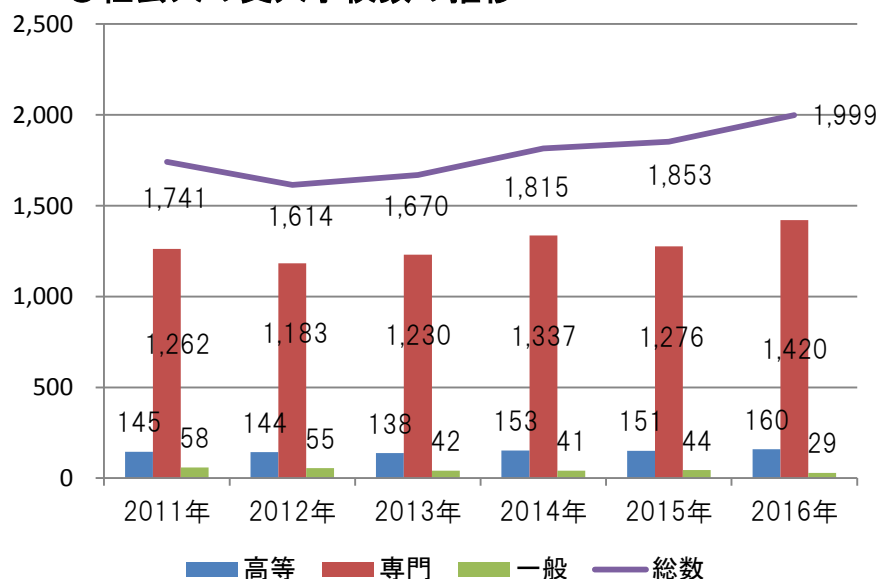
専修学校の社会人の受け入れ状況

○社会人の受入状況

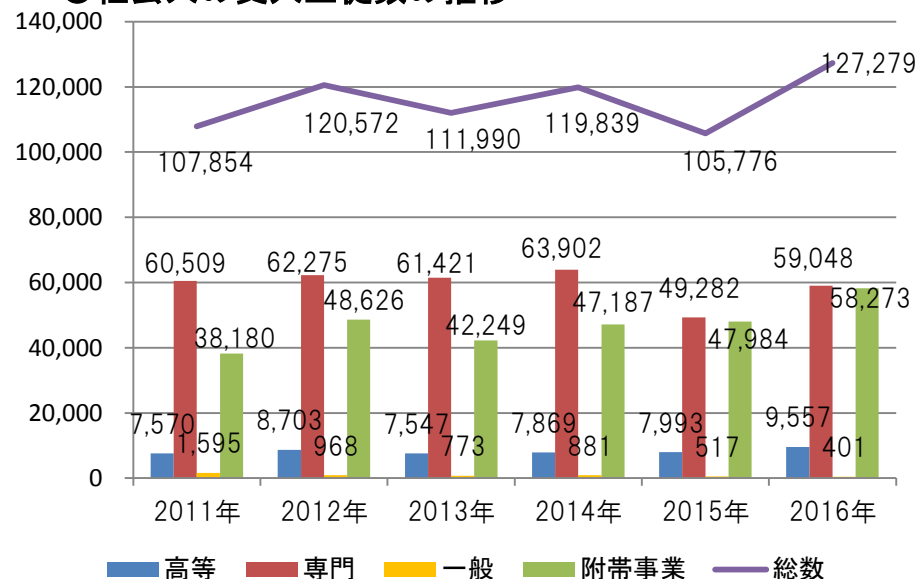
社会人の受入状況（私立専修学校）

年度	受入総学校数					受入総人数				
	高等	専門	一般	附帯事業	総数	高等	専門	一般	附帯事業	総数
2011年	145	1,262	58	276	1,741	7,570	60,509	1,595	38,180	107,854
2012年	144	1,183	55	232	1,614	8,703	62,275	968	48,626	120,572
2013年	138	1,230	42	260	1,670	7,547	61,421	773	42,249	111,990
2014年	153	1,337	41	284	1,815	7,869	63,902	881	47,187	119,839
2015年	151	1,276	44	382	1,853	7,993	49,282	517	47,984	105,776
2016年	160	1,420	29	390	1,999	9,557	59,048	401	58,273	127,279

○社会人の受入学校数の推移



○社会人の受入生徒数の推移



3. 抑制の手法・例外事項

東京23区の定員が増加する行為（イメージ）

※私立大学の場合

①大学の新設、学部等の新設（認可事項）

新設



東京
23区

②大学全体の定員増（認可事項）

※複数キャンパスに複数学科の場合



東京
23区

定員増加



東京
23区外

定員変化なし

③定員の学部等の振り替え（届出事項）

定員の振り替え



東京
23区

定員増加

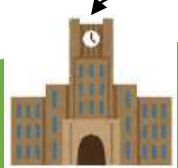


東京
23区外

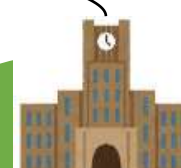
定員減

④所在地の移転（届出事項（※））

所在地の移転



東京
23区



東京
23区外

※建物の増築等がない場合は、届出も不要

東京23区の大学の定員抑制に係る暫定的な対応（平成30～31年度分）について

	本年9月末時点に対応する内容	有識者会議の最終報告等を踏まえ対応する内容
抑制方法	既存の告示とは別の特例告示を制定	
抑制の対象となる申請	A. 平成30年度の収容定員の増 (申請：本年10月)	C. 平成31年度の学部等の設置、収容定員の増 (申請：来年3月、6月)
	B. 平成31年度の大学の設置 (申請：本年10月)	
抑制内容・例外事項	東京23区の大学の収容定員増に関する申請を認可しない（定員の抑制）。 【抑制の例外事項】 ①施設整備等の必要な投資を行う場合であって、一定の時期までに機関決定等を行っている場合 ②東京23区所在の専門学校が当該学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合 ③医学部地域枠による臨時定員の増	・「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の最終報告、総合戦略改訂を踏まえ、可能な限り、立法措置に基づく規制と同内容（社会人、留学生の例外の追加等）になるようにする。

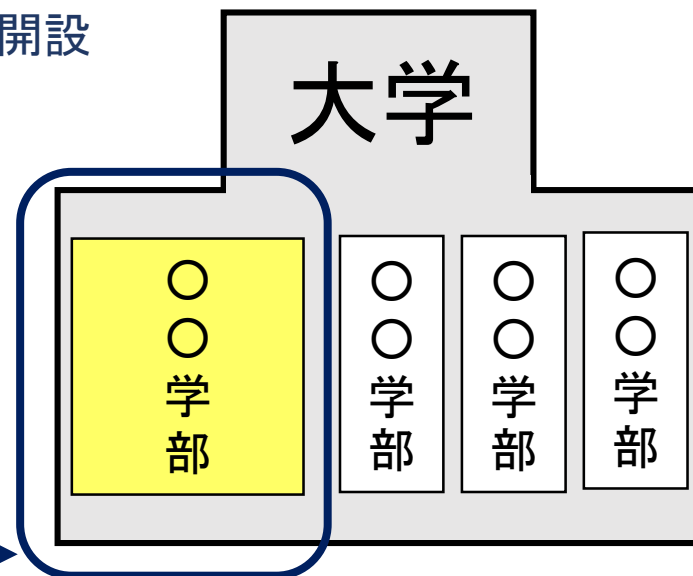
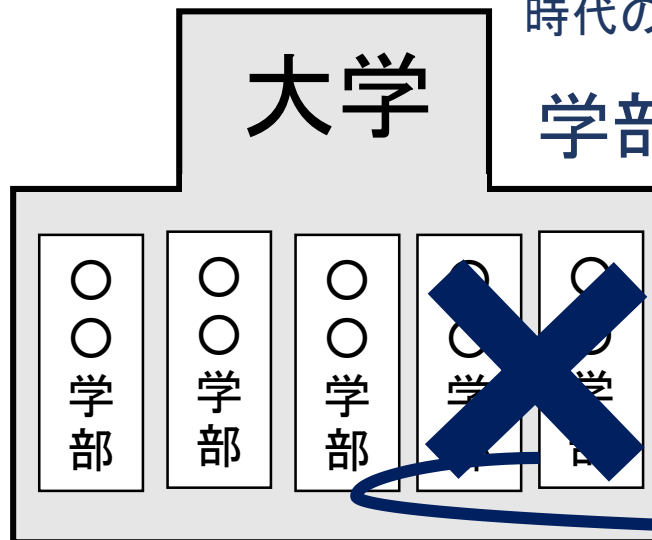
スクラップ&ビルドによる定員の振替のイメージ

パターン①

廃止された学部 of 収容定員の枠内で
時代の要請に合った新学部を開設

大学

学部廃止

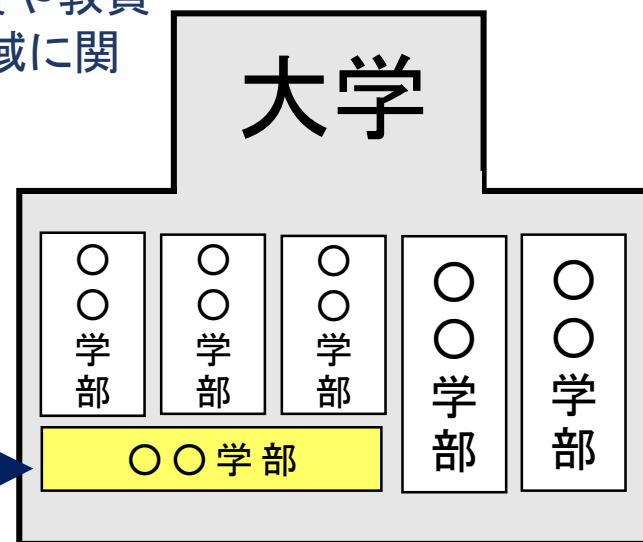
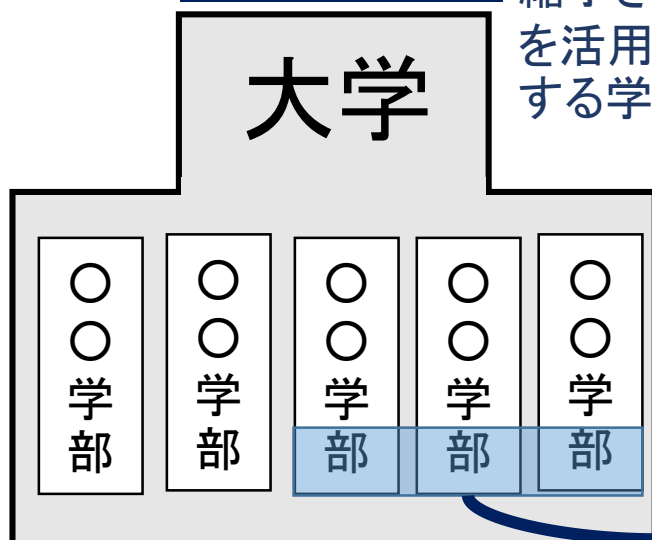


パターン②

縮小された複数の学部の収容定員や教員
を活用し、複数分野に跨る融合領域に関
する学部等を設置

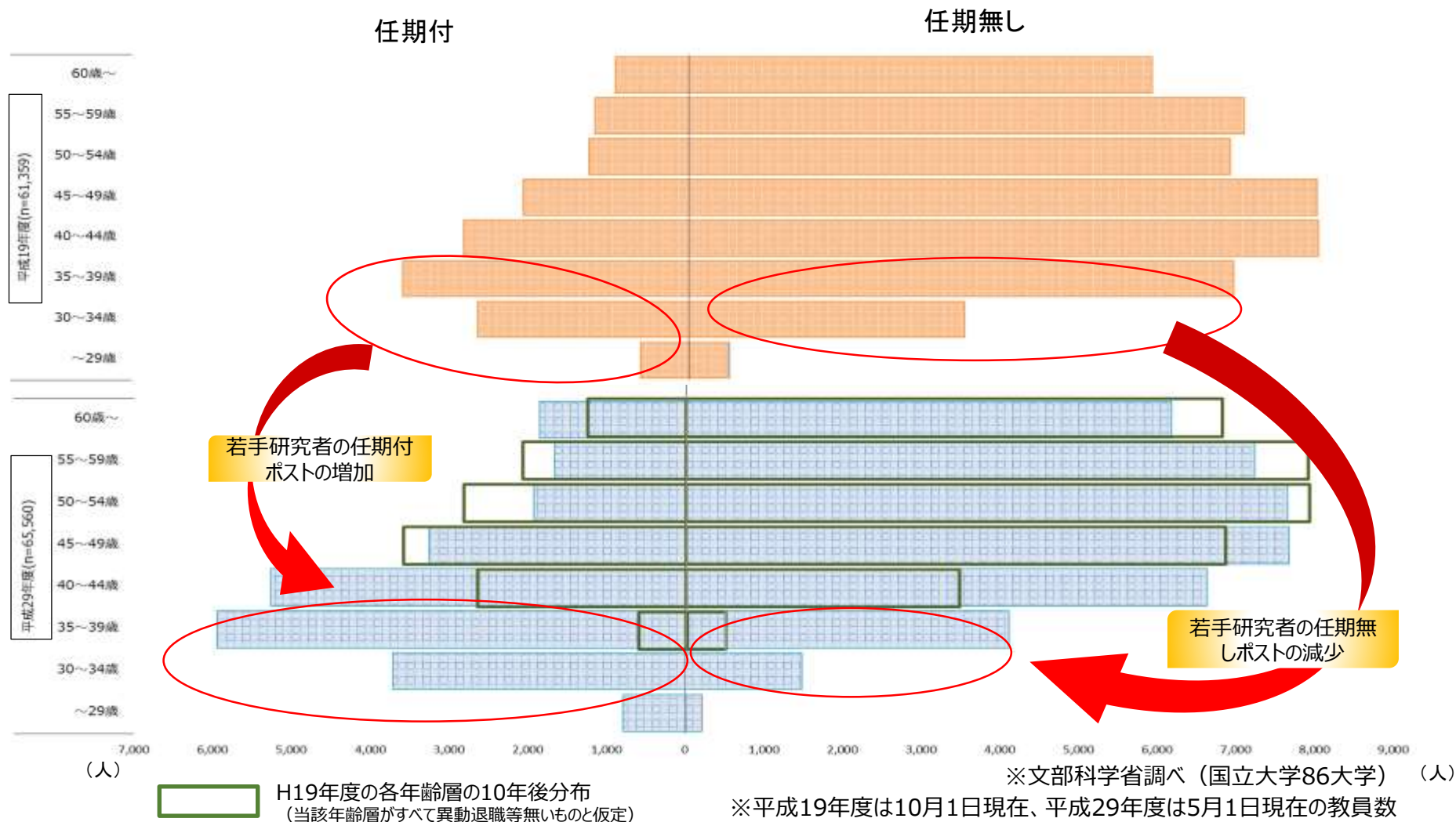
大学

学部縮小



国立大学における教員の雇用状況

○国立大学(86大学)においては、若手教員の任期無しポストの減少、全体として任期付ポストの増加が顕著であり、特に若手研究者は任期付ポストの占める割合は大きい。また、任期無しポストは変わらずシニア教員が多数を占めている。



第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(2) 人材投資・教育

③ リカレント教育等の充実

雇用吸収力や労働生産性の高い職業への転職・再就職を支援することは、国全体の労働参加率や生産性の向上につながる。また、企業を取り巻く経済社会環境の変化は加速し、企業内だけで人材育成を行うことは、技術的にも資金的にも難しい状況になっている。このため、都道府県、大学、高等学校、公設試験研究機関、地元産業界等の参加等により地域人材育成を図る仕組みを構築する。さらに、離職した女性の復職・再就職や社会人の学び直しなどを支援するため、受講しやすい講座の充実・多様化や教育訓練給付の対象の拡大等により、リカレント教育の充実を図る。また、実践的な職業教育を行う専門職大学の創設、サービス産業の生産性向上を担う経営人材を育成するため、大学等における食分野、観光分野等の実践的な専門教育プログラムの開発を促進するほか、キャリア教育の推進、高等学校における学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の活用促進等を図る。

Ⅱ—(A)—2. 教育・人材力の抜本強化

誰もが学び直しできる社会

(残された課題)

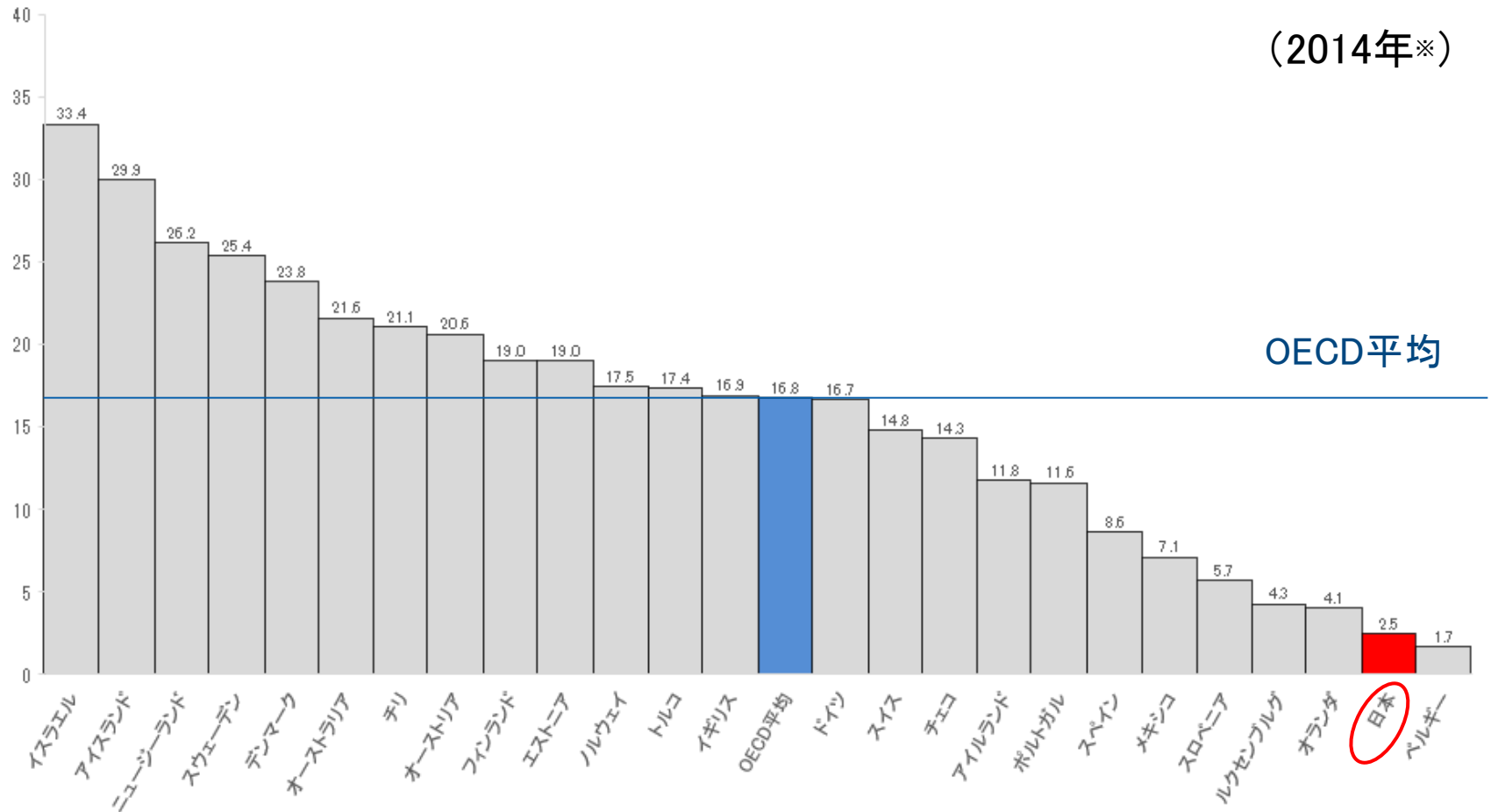
- ・社会人が自発的にスキルアップのための学び直しをしようとしても、金銭的・時間的な制約等があり、必ずしもアクセスが容易ではない。
- ・企業における採用や処遇において、身に付けた能力・スキルが十分に評価されていないため、「学び直し」に対するインセンティブが不十分である。

(主な取組)

- ・民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度(仮称)」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。
- ・年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的なIT・データスキルを身につけることは重要である。意欲のある社会人の「学び直し」を充実するため、個人に対する支援策を講ずる。
- ・働き手の能力を有効に発揮させるため、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度など処遇体系全体が可能な限り速やかに構築されるための施策を講じていく。

25歳以上の「学士」課程への入学者の割合(国際比較)

(2014年※)



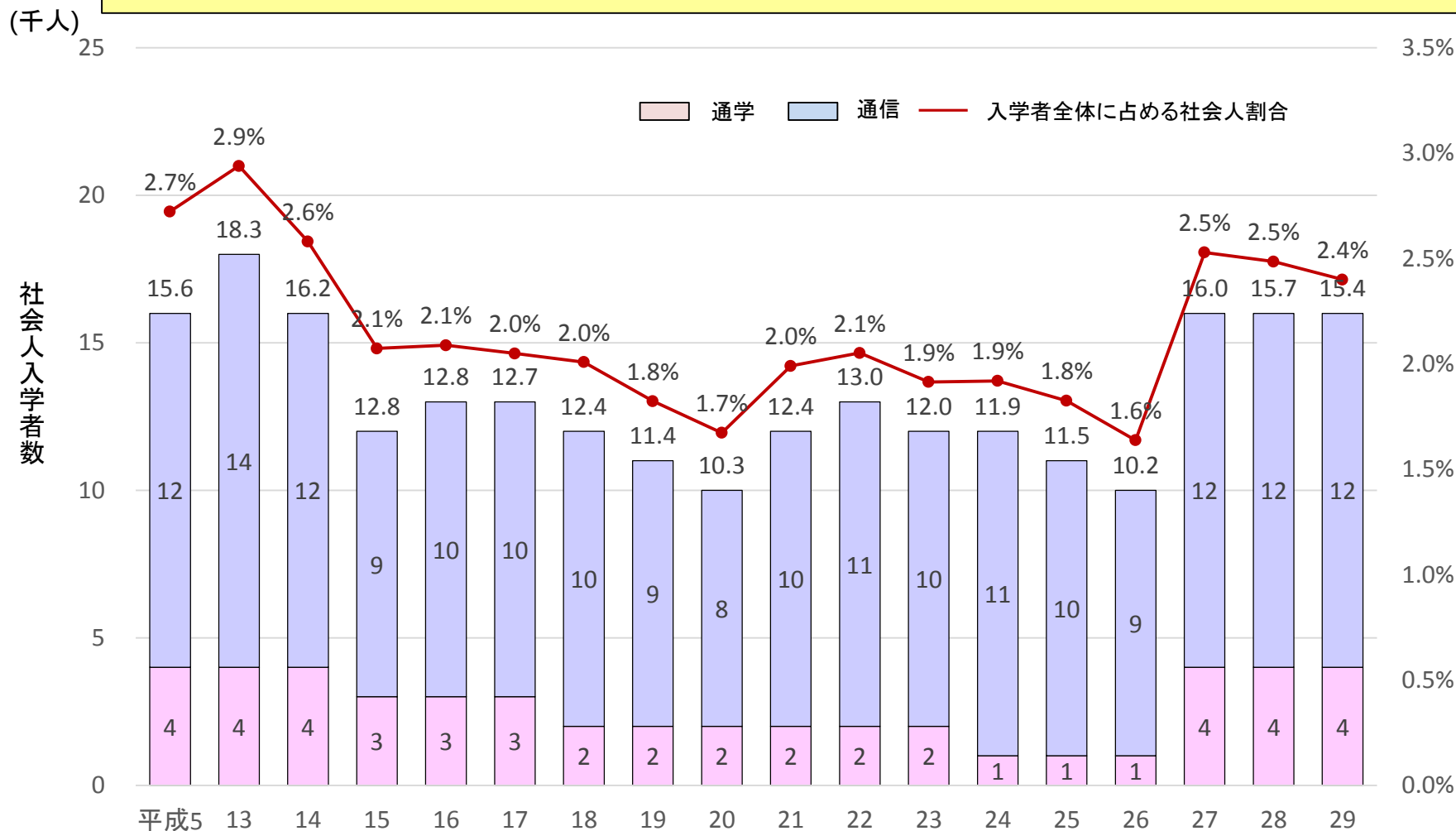
※日本の数値は2016年。

出典: OECD Education at a Glance (2016) (諸外国) 及び「平成28年度学校基本統計」(日本)。

日本以外の諸外国の数値については、高等教育段階別の初回入学者の割合。日本の数値については、留学生を含む。

社会人入学者数(推計)の推移(学士課程)

大学の学士課程への社会人入学者数(推計)は、平成13年度の約1.8万人をピークに、平成20年度の約1.0万人まで減少。その後増減し、平成29年度は約1.5万人。



※平成26年度までは、通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。通信大学は「学校基本統計」をもとに推計。なお、通信の「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

※平成27年度以降は、「学校基本統計」をもとに、「社会人」を25歳以上として一部推計。

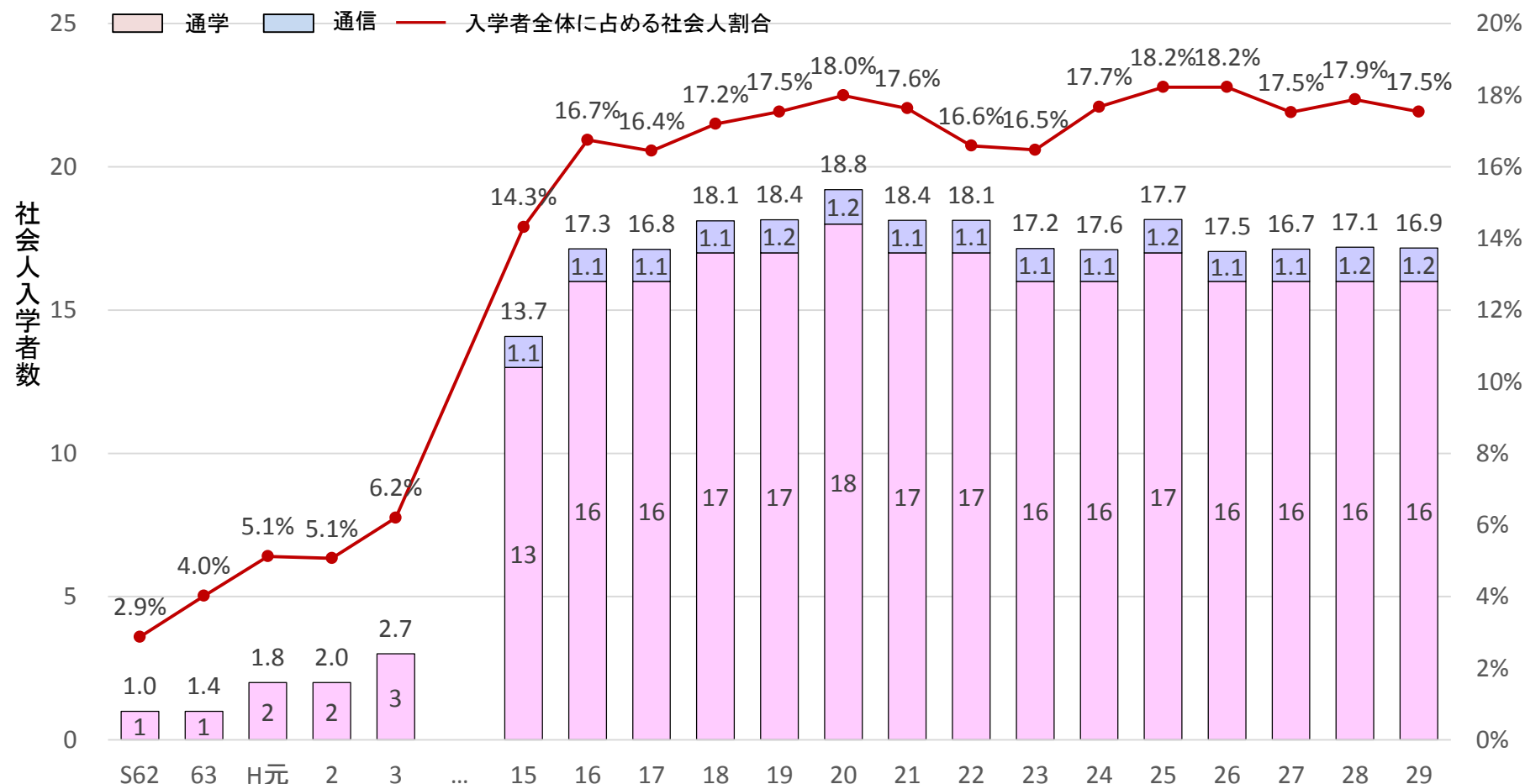
※平成29年度は速報値。

出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

社会人入学者数(推計)の推移(大学院)

博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数(推計)は、平成20年度の約1.9万人をピークに微減し、平成29年度は約1.7万人。

(千人)



※平成26年度までは、通信大学は「学校基本統計」をもとに推計。なお、通信の「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

※平成27年度以降は、「学校基本統計」をもとに、「社会人」を30歳以上として一部推計。

※平成29年度は速報値。

出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

「社会人」に関する定義の例

①私立大学等経常費補助金に係る「社会人」

（平成28年度私立大学等経常費補助金配分基準別記8（特別補助））

当該大学等に正規課程の学生、科目等履修生、専攻科生又は別科生のいずれかの身分で在籍している社会人学生（当該年度4月1日現在で25歳以上の者（平成3年4月1日以前に生まれた者）で、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国籍の学生等は除く。）

②図表でみる教育（Education at a Glance）OECDインディケーター

「25-64 year-olds」（※成人教育の調査対象）

③学校基本統計（文部科学省）における「社会人」

「5月1日において職に就いている者、すなわち、給料、賃金、報酬その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む。」

④国勢調査（総務省）における「就業者」

「調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人。（病気や休暇で休んでいる場合、育児休業や介護休業中の場合、家族の自営業の手伝いをした場合も含むが、主に家事に従事する者、主に通学をしている者は含まれていない。」

※ 各種法令の中に「社会人」との文言は存在しない。

社会人入試の例

A大学 ※社会人向けに夜間学部を開設している例

学 部 : 情報理工学域
先端工学基礎課程＜夜間主課程＞

定 員 : 30名

資格・要件

次のいずれかに該当する者

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成30年3月までに修了見込みの者
3. 学校教育法第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者

原則として、夜間の修学を希望する社会人を対象とし、高度コミュニケーション社会を支える科学技術体系「総合コミュニケーション科学」とその基盤となる自然科学及び数学に関する知識と技術の習得・更新に努めようとする意欲のある者で、合格した場合に入学を確約できる者。

ただし、社会人以外でも、経済的事情などから夜間の修学を必要とする者には出願を認める。

選抜方法

大学入試センター試験及び個別の学力検査を免除し、総合問題試験、面接試験及び提出書類(志望理由書・志願者評価・調書等)を総合して実施。

B大学 ※夜間学部に社会人入試を設けている例

学 部 : 経済学部二部
法学部二部
商学部二部

学 部 : 各 5 名 (各学部入学定員90名中)

資格・要件

生涯学習・再学習という社会的要求にこたえて、職業の有無を問わず満25歳以上の社会人を対象とする。

次のいずれかに該当する者

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成30年3月までに修了見込みの者
3. 学校教育法第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者

選抜方法

書類審査及び面接

「留学生30万人計画」骨子＜抜粋＞

平成20年7月29日
文部科学省
外務省
法務省
厚生労働省
経済産業省
国土交通省

趣 旨

- ① 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020年を目途に留学生受け入れ30万人を目指す。その際、高度人材受け入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく。

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(2) 人材投資・教育

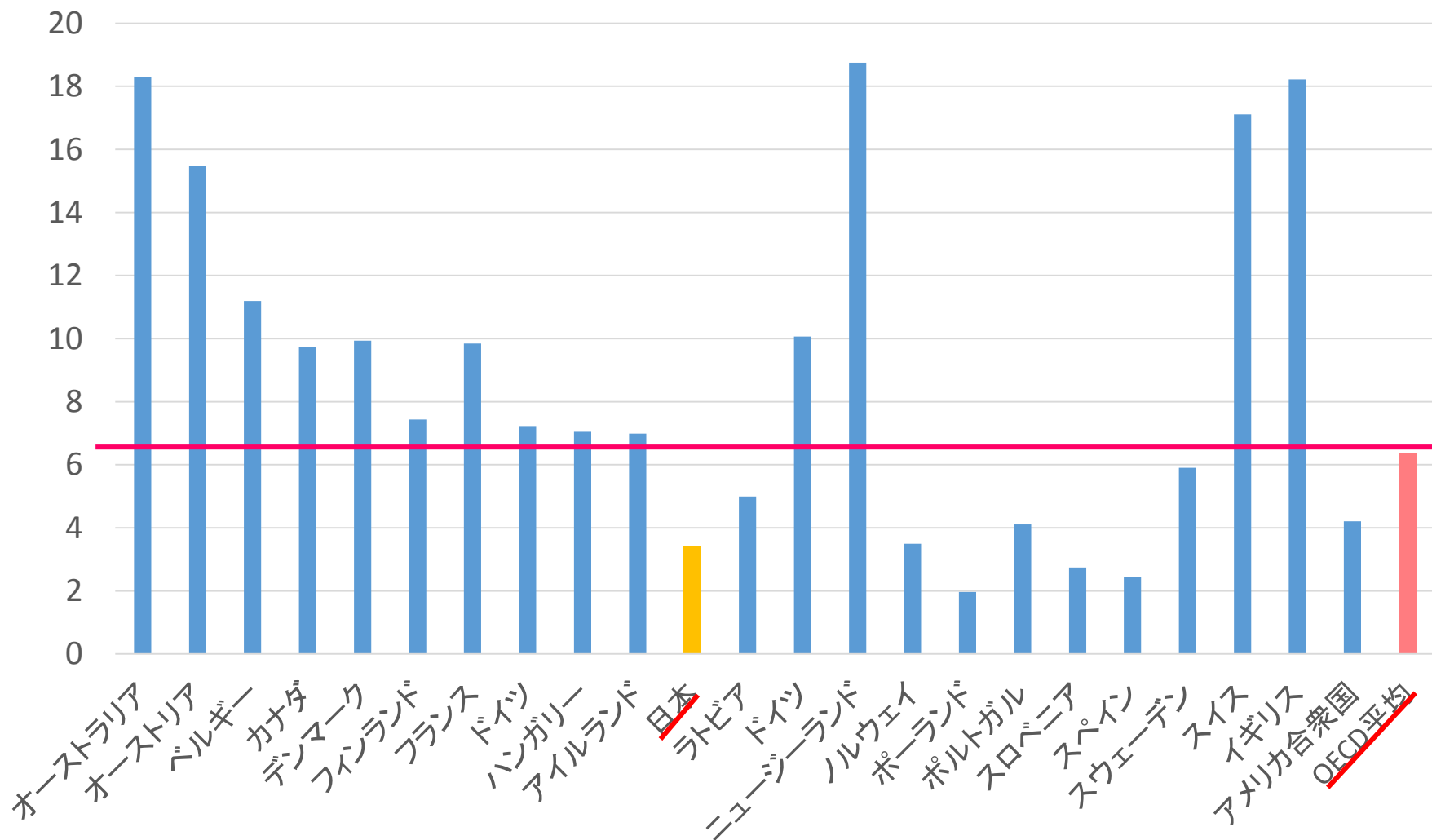
② 教育の質の向上

また、大学教育の質の向上を図るため、教育課程等の見直し、教育成果に基づく私学助成の配分見直し、大学教育の質や成果の「見える化」・情報公開、成績評価等の厳格化等を推進し、知の基盤強化を図る。また、外部人材の登用の促進、ガバナンス改革など経営力強化のための取組を進める。少子化や経済社会の変化等を踏まえ、大学の組織再編等を促進するため、設置者の枠を超えた大学の連携・統合を可能とする枠組みや、経営困難な大学の円滑な撤退や事業継承が可能となる枠組みの整備に向けた検討を進める。

卓越大学院プログラム(仮称)の具体化や高等専門学校教育の高度化による教育研究拠点の強化や卓越研究員制度等による人材の育成・確保等を進める。また、海外留学支援や外国人留学生・研究者の受け入れの促進を通じて大学の国際化を進める。

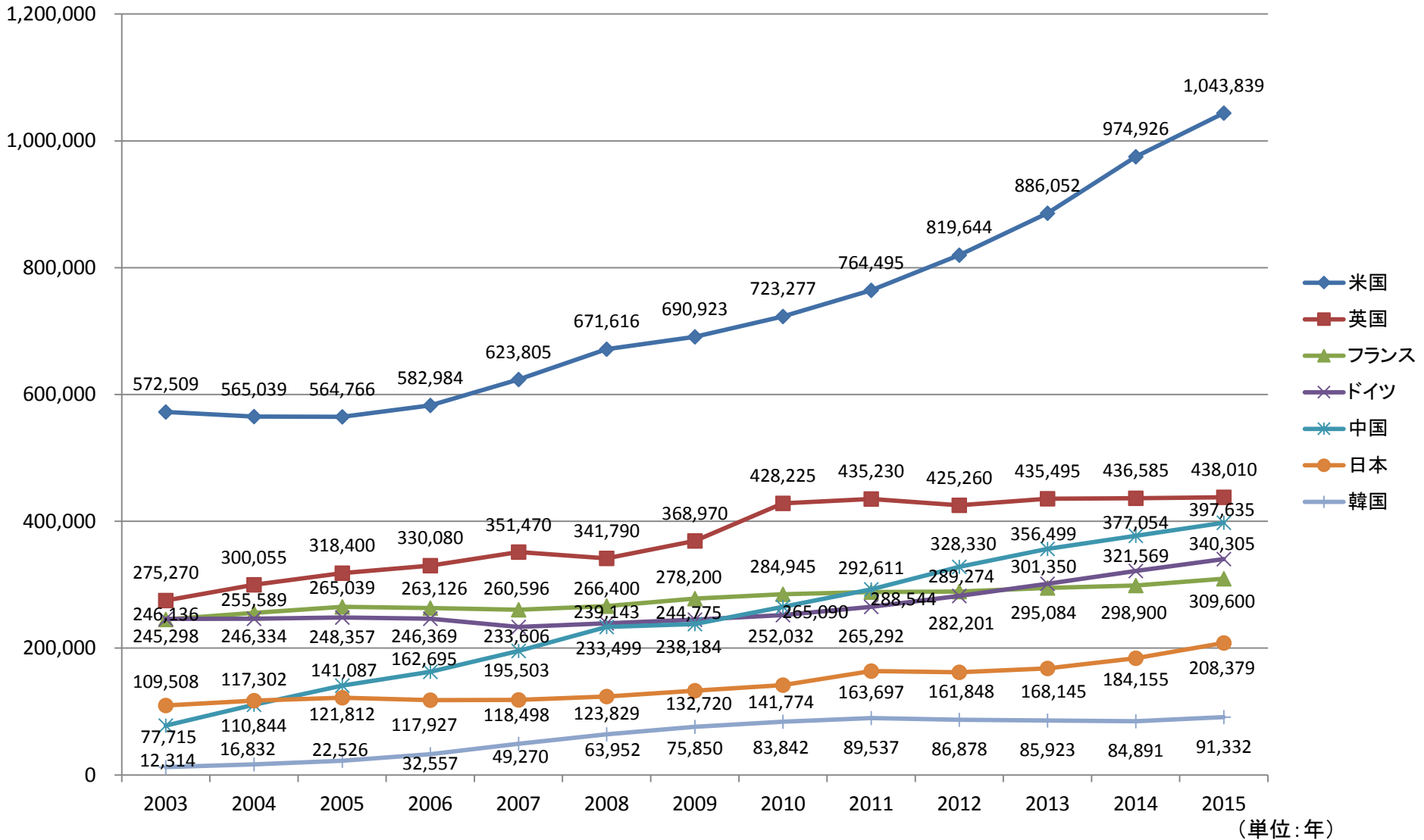
高等教育機関の学生のうち留学生の割合

○ 日本の大学における留学生の割合は諸外国に比べて低い。



各国における外国人留学生の受入れ推移

(単位:人)



出典: IIE「OPEN DOORS」、HESA「Students in Higher Education」、フランス高等教育省「Higher Education and Research, Facts and Figures」、
(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」、その他各国大使館公表資料

外国人留学生の受入状況

○ 東京の外国人留学生受入状況

	全国	関東	東京
留学生	239,287	132,927	92,534
うち高等教育機関	171,122	86,663	55,441

本調査における「留学生」：

「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生をいう。

○ 外国人留学生の多い大学一覧

	学校名		留学生数
1	早稲田大学	私立	4,767人
2	東京大学	国立	3,260人
3	東京福祉大学	私立	3,000人
4	立命館アジア太平洋大学	私立	2,818人
5	日本経済大学	私立	2,708人
6	筑波大学	国立	2,326人
7	大阪大学	国立	2,184人
8	九州大学	国立	2,089人
9	京都大学	国立	2,009人
10	東北大学	国立	1,941人
11	立命館大学	私立	1,860人
12	北海道大学	国立	1,735人
13	名古屋大学	国立	1,672人
14	慶應義塾大学	私立	1,518人
15	同志社大学	私立	1,421人

	学校名		留学生数
16	明治大学	私立	1,294人
17	城西国際大学	私立	1,265人
18	東京工業大学	国立	1,239人
19	日本ウェルネススポーツ大学	私立	1,200人
20	神戸大学	国立	1,196人
21	日本大学	私立	1,192人
22	広島大学	国立	1,190人
23	上智大学	私立	1,183人
24	大阪産業大学	私立	1,113人
25	拓殖大学	私立	1,069人
26	横浜国立大学	国立	828人
27	関西大学	私立	828人
28	東海大学	私立	794人
29	法政大学	私立	794人
30	千葉大学	国立	787人
31	中央大学	私立	787人

※黄色セルは東京23区に本部が所在するもの。

留学生入試の例

A大学

学 部 : 政治経済学部、法学部、教育学部、商学部、人間科学部、スポーツ科学部、文化構想学部、文学部、基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部、社会科学部

定 員 : 若干名

要 件 以下の3項目を全て満たす者。

1. 日本の教育制度以外の課程にて実施する中等教育機関を修了した者または2018年3月31日までに修了見込みの者
9月に商学部への入学を希望する場合は2017年9月20日までに修了した者、または修了見込みの者
2. 日本学生支援機構による「日本留学試験」を受験する者、または受験した者。もしくは、日本語能力試験を受験した者。
3. 学部の指定する提出書類 学部の指定する提出書類 (TOEFL、志望理由書等)を出願期間内に提出した者

選考方法 学部学科ごとに、小論文、物理、化学、生物、数学等の筆記試験と面接試験を組み合わせることで合否を判定

B大学 : 日本国外に在住する国際学生を対象とした入学試験

学 部 : アジア太平洋学部 国際経営学部

定 員	4月入学	90	120
	9月入学	145	275

要 件

出願資格1:学歴

日本の学校教育法が定める高等学校(中等教育学校を含む)を卒業した者、または卒業見込みの者。またはこれと同等以上の学力があると認められる者で以下の基準を満たす者。

1.~8.(略)

出願資格2:言語能力

以下の英語または日本語のいずれかの言語基準を満たす者。(下表略)

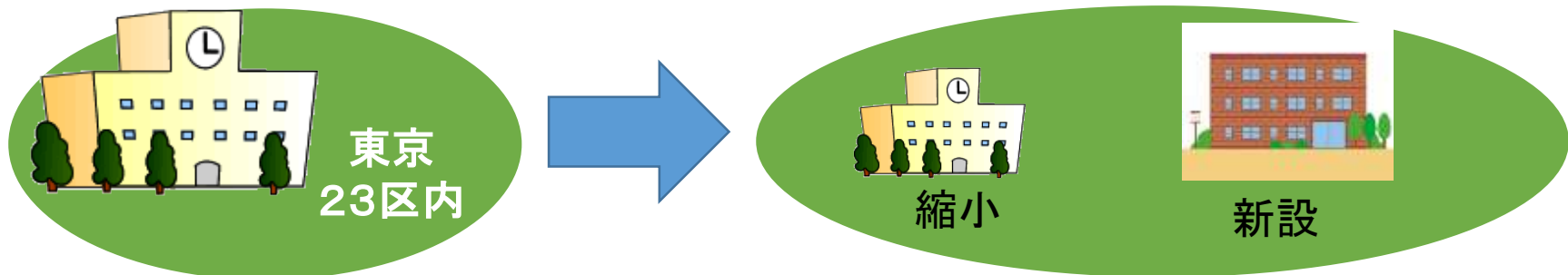
選考方法 出願時に提出されたすべての書類に基づいて、書類審査と面接等により、選考。
なお、必要に応じて出身学校や推薦者等に問い合わせるほか、説明を求めることもある。

高等教育機関がその定員を活用して他の高等教育機関を設置する (イメージ)

①他の学校種に転換する場合

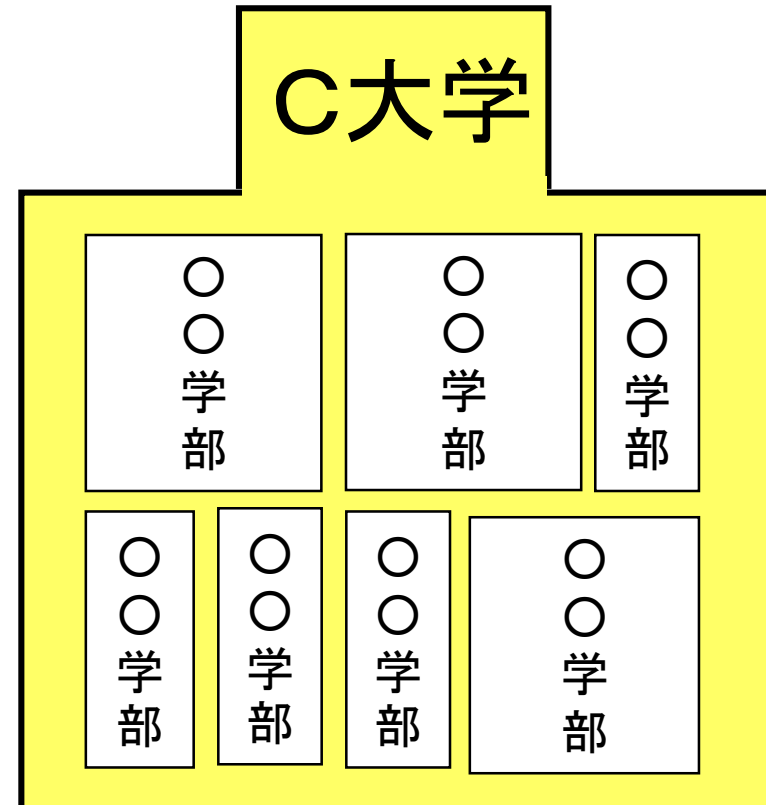
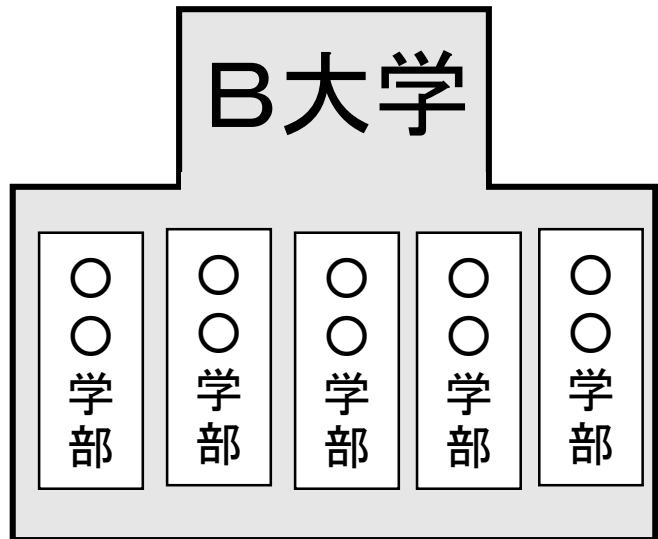
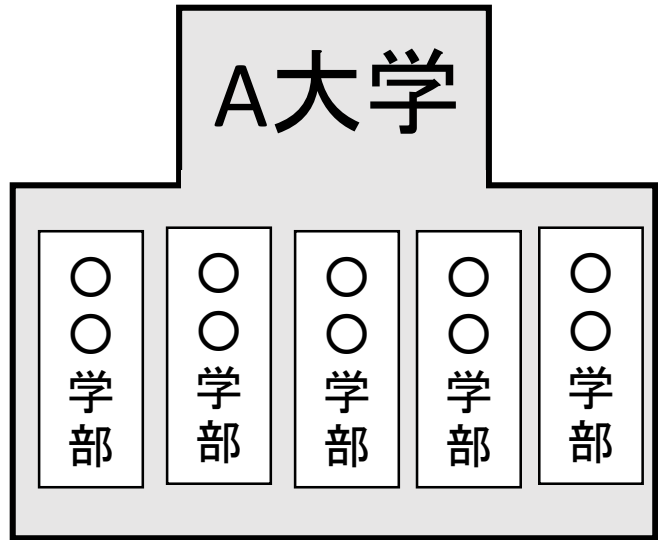


②他の学校種に縮小して新たな学校を設定する場合



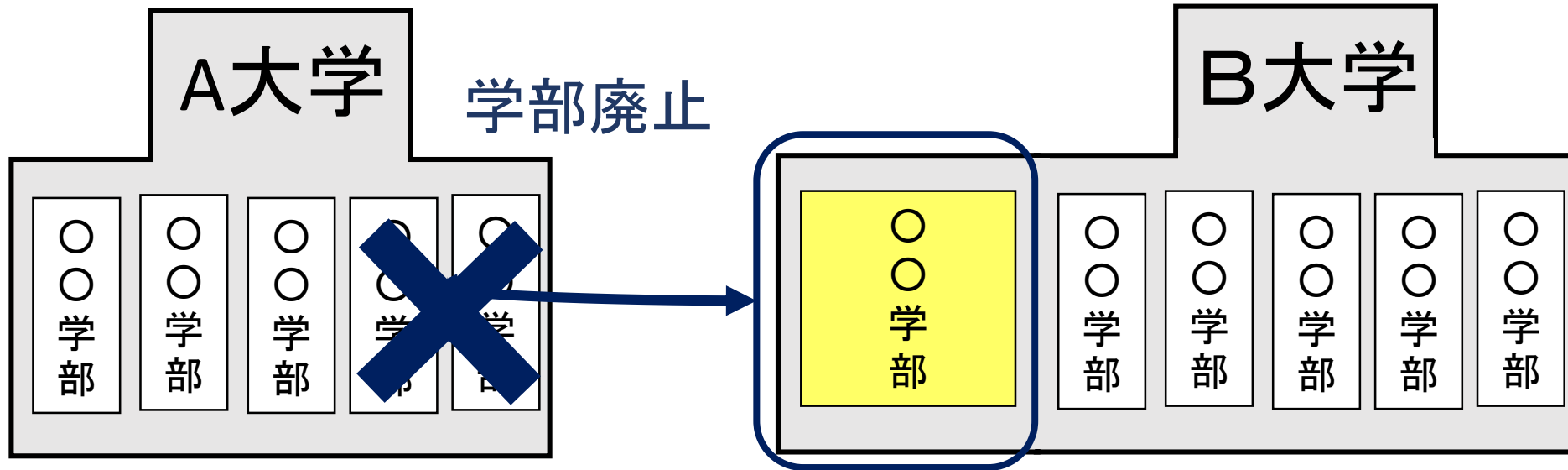
大学の統廃合のイメージ

時代の要請に
合わせて統廃合



学部等の統合のイメージ

廃止された一方の大学の学部の収容定員を受け継ぎ、時代の要請に合った新学部を開設



これまでの統合等(私立大学等)

平成15年度から平成27年度にかけて、全体として14校が6校に統合されている。
(短大から大学への改組を除く)

○ 大学の統合

平成20年度 慶応義塾大学・共立薬科大学 ⇒ 慶応義塾大学

慶応義塾大学薬学部・薬学研究科開設、学生転籍

東海大学・九州東海大学・北海道東海大学 ⇒ 東海大学

東海大学に総合経営学部、国際文化学部、芸術工学部、産業工学部、
生物理工学部、農学部等を設置

平成21年度 関西学院大学・聖和大学 ⇒ 関西学院大学

聖和大学としての募集を停止、関西学院大学教育学部(幼児・初等教育学科、
臨床教育学科)、聖和短期大学(保育科)として募集

平成23年度 上智大学・聖母大学 ⇒ 上智大学

聖母大学としての募集を停止、上智大学総合人間科学部看護学科及び総合人間
科学部看護学専攻として募集

平成25年度 常葉学園大学・富士常葉大学・浜松大学 ⇒ 常葉大学

⇒次ページ参照。

平成27年度 桐蔭横浜大学法科大学院・大宮法科大学院大学 ⇒ 桐蔭法科大学院

平成29年5月に桐蔭法科大学院は平成30年度以降の学生募集停止を公表

○ 私立大学の廃止(他大学への統合に伴う廃止及び短大を除く)平成15年度以降10校

立志館大学、日本伝統医療科学大学院大学、東和大学、創造学園大学、愛知新城大谷大学、
映画専門大学院大学、神戸ファッション造形大学、三重中京大学、聖トマス大学、神戸夙川学院大学

大学統合の具体的事例(私立大学)

18歳人口の急減期

3大学の実績・特色を継承しつつ統合

教育研究活動のさらなる充実と、長期的な経営基盤の強化へ

1	より多様な高等教育を地域社会に提供	2	地域社会で活躍できる若手人材の育成
3	教育研究活動の成果を地域社会へフィードバック	4	学生募集の強化
5	組織の集約・適正化		

統合前(H24)	常葉学園大学 (3学部)	富士常葉大学 (4学部)	浜松大学 (3学部)
入学者 (充足率)	563(108%)	284(77%)	476(76%)
在籍者 (充足率)	2,170(106%)	1,269(79%)	1,850(68%)

平成25年 同一法人内で統合

※キャンパスは静岡市・浜松市・富士市に所在

統合4年目(H28)	常葉大学 (10学部 (既存学部の再編8 + 新設2))
入学者 (充足率)	1,812(108%)
在籍者 (充足率)	7,010(102%)

効果

教育理念の明確化
カリキュラム改善を中心に大学改革
スケールメリット
等

ブランド力の向上、地域社会からの信頼獲得、
学生募集の改善・定員充足

入試志願者数 H24(統合前・3大学合計) 約4,800人
→H28(統合4年目) 約14,700人

課題

3キャンパスの更なる連携強化・融合

都内の大学で卒業単位の一部を地方のキャンパスで履修するイメージ

124単位以上

卒業単位の一部

【イメージ】

・地方において、全寮制で基礎科目等の履修等



東京
23区



地方

【具体的な事例】

昭和大学 富士吉田キャンパス

- 医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の1年次を山梨県富士吉田市で学ぶ。
- 富士山麓の恵まれた自然の中で感性を育むとともに、全寮制教育と学部連携教育との相乗効果により、チーム医療の基礎を身に付けることを目指す。
- 学生数は、約400人。



東京理科大学 長万部キャンパス

- 基礎工学部1年次を北海道長万部町で学ぶ。
- 全寮制による共同生活の中で基礎教育を行う。
- 大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流を通じ、豊かな人間性の醸成を目指す。
- 学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占める。



地方の大学で卒業単位の一部を都内のキャンパスで履修するイメージ

124単位以上

卒業単位の一部

【イメージ】

・基礎科目等の履修等を東京都内のキャンパスで実施後、地方キャンパスに戻り残りの必要科目等を履修



地方



東京
23区

【関連事例(大学間連携事例)】

沖縄国際大学

- 桜美林大学(東京都)をはじめとする国内(県外)の大学と単位互換協定を結んでおり、半期または1年間の交換留学をすることができる。
- 修得した科目は1年間で40単位を限度に、卒業単位として認定。
- それぞれの地域の自然や文化、歴史に触れ、沖縄とは異なる環境で見聞を広めることで、様々な視点で物事ととらえる視野を身につけ、その地域の人々との触れあいからも多くのことを学ぶことが期待されている。

(単位互換協定大学)

桜美林大学(東京都)、札幌学院大学(北海道)、名城大学(愛知県)、
京都学園大学(京都府)、松山大学(愛媛県)、熊本学園大学(熊本県)



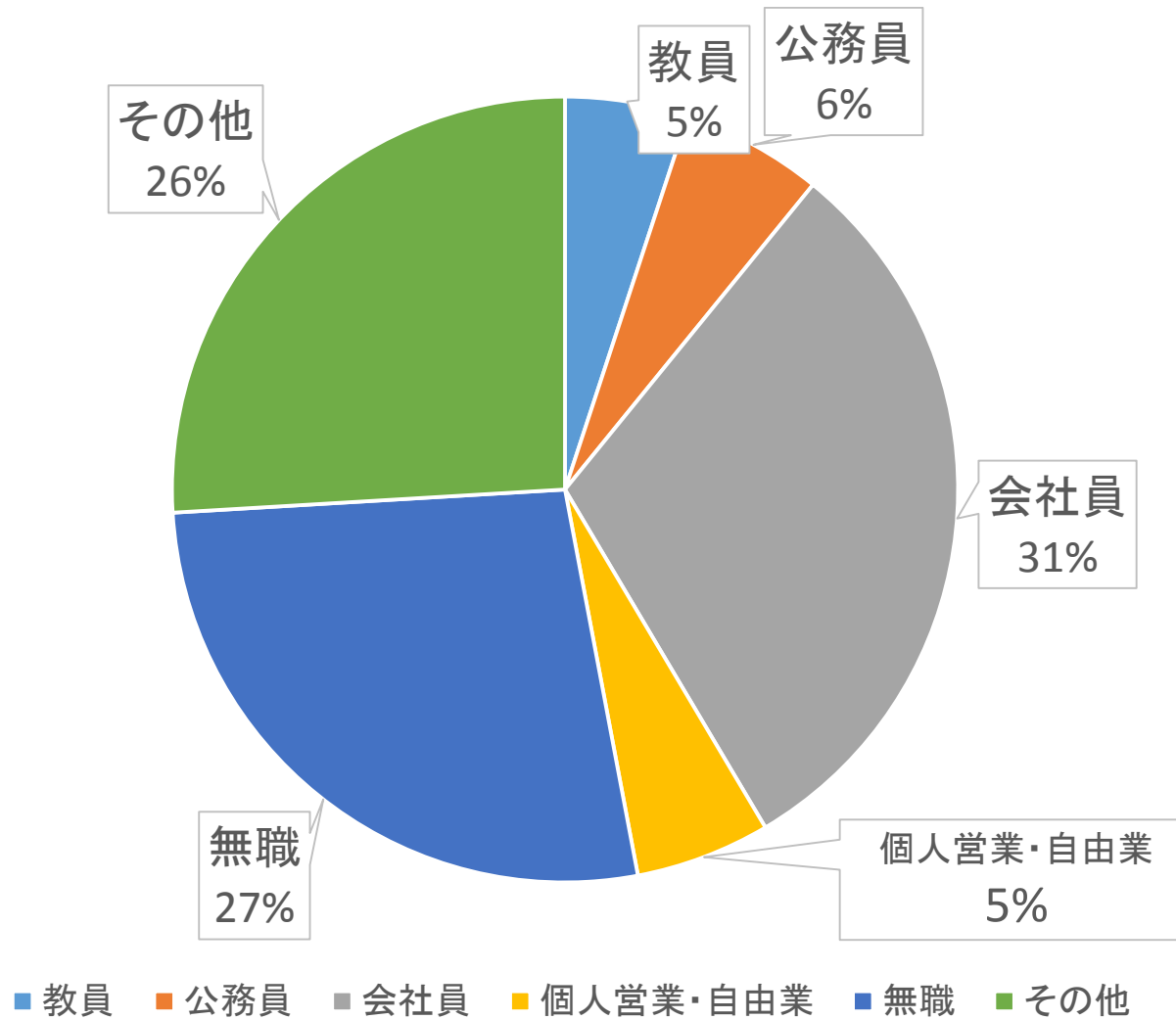
1年間で40単位を限度
に卒業単位として認定



[東京都]桜美林大学

大学通信教育の入学者(職業別)

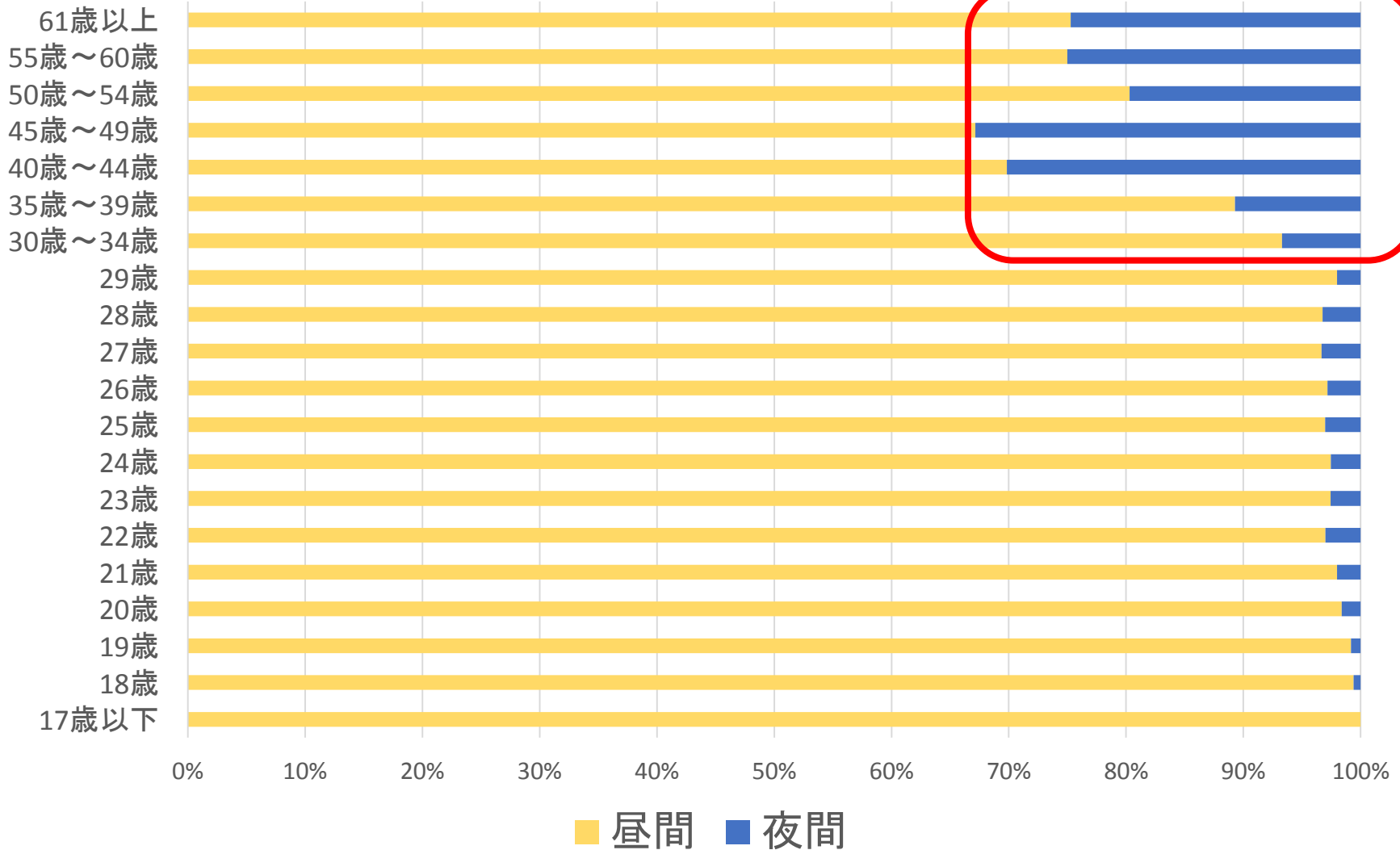
○ 大学の通信教育の入学者の約半数が社会人



大学の年齢別入学者(昼夜間別)

○ 30代以降、大学の入学者に占める夜間学部への入学者の割合が大きくなる。

※平成28年度学生数 昼間:2,546,570人 夜間:20,460人



夜間部(第二部及び夜間主コース)の設置大学

夜間部(第二部及び夜間主コース)を設置する大学のうち、東京都に本部の所在するものは以下のとおり。

大学名	本部の所在地	学部名	入学定員
電気通信大学	調布市	情報理工学域	30名
國學院大學	渋谷区	神道文化学部	60名
駒澤大学	世田谷区	法学部	150名
専修大学	千代田区	経済学部二部 法学部二部 商学部二部	90名 90名 90名
東京電機大学	足立区	工学部第二部	150名
東京理科大学	葛飾区	理学部第二部	360名
東洋大学	文京区	文学部第二部 経済学部第二部 経営学部第二部 法学部第二部 社会学部第二部 国際地域学部	150名 150名 110名 120名 175名 110名 (うち10名は3年次編入)
日本大学	千代田区	法学部二部	300名

出典：平成28年度全国大学一覧

(参考) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第八十六条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

4. 抑制の方法

地方創生に資する大学改革に向けた中間報告(平成29年5月22日) ＜抜粋＞

2. 基本的な問題認識

(3) 東京一極集中の現状と課題

- ③依然として続く東京一極集中を本気で是正するためには、個々の地方公共団体の自主的な取組や交付金による誘導策だけでは限界がある。このため、国の責任において、地方大学振興施策のみならず、東京の大学の新增設の抑制施策をセットにして、法的な枠組みを含めて抜本的な対策を講じるべきである。加えて、官民を挙げて地方での魅力のある雇用創出や地方への人材還流に向けた対策を強化する必要がある。

大学の設置等の認可等について

現状

- 学校教育法等に基づき大学の設置等に関して認可事項等が定められている。
- 詳細な認可基準については「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）」に規定。
- ※ 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置については、同基準に基づき制限。

工業（場）等制限法下

- 工業（場）等制限法下では、法律に基づき、大学等の制限施設の新増設が制限。
- ※ 知事等が許可をした場合にはこの限りではない。
- 大学の設置及び収容定員に係る学則に関する審査については「大学設置に関する審査の取扱方針」（大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定）に基づき審査。

公私立大学の新增設等に係る認可・届出の現状

事項	公立	私立	根拠規定
大学の設置	認可	認可	法第4条第1項第1号
大学の廃止	認可	認可	法第4条第1項第1号
学部 の設置 (授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない)	届出	届出	法第4条第2項第1号
学部の廃止	届出	届出	法第4条第2項第2号
学科 の設置	届出	認可	(公立) 法第4条第2項第2号 (私立) 法第4条第1項 令第23条第1項第6号
収容定員に係る学則変更	届出	認可	(公立) 令第26条第1項第3号 規則第5条第1項 (私立) 法第4条第1項 令第23条第1項第11号
学科 の設置 (授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない)	—	届出	法第4条第2項第3号 令第23条の2第1項第1号
収容定員に係る学則変更 (収容定員の総数の増加を伴わない)	届出	届出	(公立) 令第26条第1項第3号 規則第5条第1項 (私立) 法第4条第2項第3号 令第23条の2第1項第4号

事項	公立	私立	根拠規定
大学の目的の変更	—	届出	規則第2条第1号
名称の変更	届出	届出	(公立) 令第26条第1項第1号 (私立) 規則第2条第1号
位置の変更	届出	届出	(公立) 令第26条第1項第2号 (私立) 規則第2条第1号
学則の変更	届出	届出	(公立) 令第26条第1項第3号 (私立) 規則第2条第1号
校地・校舎等の取得・処分・変更	—	届出	規則第2条第6号

法：学校教育法 令：学校教育法施行令 規則：学校教育法施行規則

(参考) 関連資料

地方大学の振興及び若者雇用等に関する検討の経緯

○地方大学の振興等に関する緊急抜本対策（平成28年11月28日 全国知事会）

1 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

2 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営費交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

3 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進等を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

4 立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記 1 から 3 までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。



○まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

(1) 地方創生

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地方創生の新たな展開等を図る。

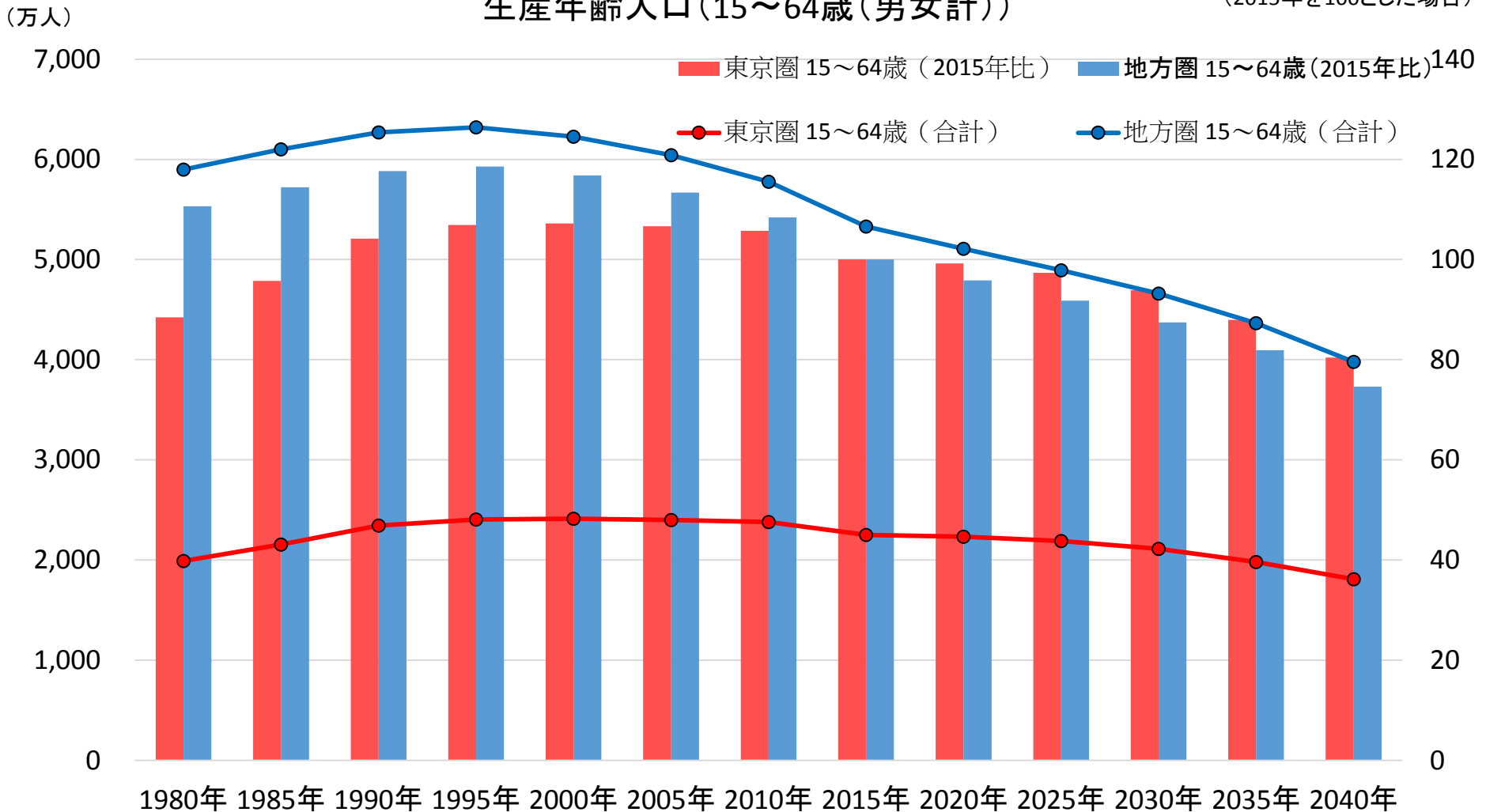
地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上及び東京一極集中の是正のため、地方大学において特色ある取組が推進されるよう、産官学連携の下、地域の中核的な産業の振興と専門人材育成等に向けた取組を支援し地方大学の活性化を図るとともに、大学生の集中が進む東京23区においては大学の定員増は認めないことを原則としそのための具体的な制度等について検討し、年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。さらに、地方における若者雇用創出のため、地方創生インターンシップの推進や、奨学金返還支援制度の全国展開を進めるほか、企業の地方拠点強化策の加速化の検討、中央省庁のサテライトオフィスの実証、試行を行う。

東京圏及び地方圏の生産年齢人口の推移（推計含む）

○ 今後、東京圏及び地方圏ともに生産年齢人口は減少する見込みであるが、地方圏の方が減少の割合が大きい。

生産年齢人口（15～64歳（男女計））

（2015年を100とした場合）



出所

- 1980～2010年については総務省統計局「国勢調査」による。ただし、年齢不詳人口は年齢別人口の規模に応じて比例按分しているため、「国勢調査」の表象上の値とは異なる場合がある。
- 2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」による。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和34年法律第17号)(平成14年7月12日廃止)

(目的)

第1条 この法律は、工業等制限区域について、工場及び大学等の新設及び増設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「既成市街地」とは、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する区域をいう。

2 (略)

3 この法律で「教室」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(政令で定める大学を除くものとし、以下単に「大学」という。)若しくは高等専門学校又は同法第82条の2に規定する専修学校若しくは同法第83条第1項に規定する各種学校(政令で定める専修学校及び各種学校を除くものとし、以下単に「専修学校及び各種学校」という。)の教室をいう。

4 この法律で「制限施設」とは、一の団地内にある作業場又は教室で、その床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。

5 前項の基準面積とは、作業場については工場の種類に従つて500平方メートル以上で政令で定める面積、大学及び高等専門学校の教室については1500平方メートル、専修学校及び各種学校の教室については800平方メートルをいう。

6 この法律で「学校」とは、大学、高等専門学校及びに専修学校及び各種学校をいう。

(工業等制限区域)

第3条 既成市街地のうち政令で定める区域を工業等制限区域とする。

(新設及び増設の制限)

第4条 工業等制限区域内においては、制限施設を新設し、又は増設してはならない。ただし、都県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内においては、都県が制限施設を新設し、又は増設する場合を除き、指定都市の市長とし、以下「知事等」という。)の許可を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

(許可の基準等)

第8条 知事等は、第4条第1項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 当該制限施設の新設又は増設が工業等制限区域内にある作業場又は教室の移転に伴つて行なわれるものである場合で、その新設又は増設が工業等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないと認められ、かつ、その移転が都市環境の整備及び改善に寄与すると認められるとき。

二 (略)

三 その他政令で定める場合に該当するとき。

2 知事等は、第4条第1項ただし書の規定により許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ、国土交通大臣及び関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。ただし、新設又は増設後の床面積の合計が3000平方メートル未満の作業場については、この限りでない。

(大学並びに専修学校及び各種学校から除外される学校)

第二条 法第二条第三項の政令で定める大学は、大学院及び専ら夜間において授業を行う大学とする。

2 法第二条第三項の政令で定める専修学校及び各種学校は、専ら夜間において授業を行う専修学校及び各種学校とする。

(許可の基準)

第五条 法第八条第一項第三号の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 当該申請に係る教室を申請に係る場所に新設し、又は増設することがその学校における教育及び研究の目的を達成するために特に必要であると認められる場合

七 当該申請があつた日前二年以内に、製品の需給、金融等の経済事情の著しい変化その他やむを得ない理由により作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は天災その他これに類する理由により滅失した作業場又は教室と同一の団地内において、それらの作業場又は教室の床面積の合計(作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は滅失した後にその団地内において新設され、又は増設された作業場又は教室があるときは、その床面積を控除するものとする。)を超えない範囲内で、制限施設を新設し、又は増設する場合

下記の場合で知事等の許可を受けたものは規制の対象外(国土庁大都市圏整備局長通知)

- 収容定員の増加を伴わない場合であつて、カリキュラムの改善や学部・学科の改組転換等に伴う授業科目数の増加、各科目ごとの受講者数の少人数化、教室使用率の適正化、新たな教育機器の導入、学生・生徒の体位の向上等に対応する場合
- 社会人、留学生又は帰国生徒の受入に係る収容定員の増加に対応する場合
- 夜間教育(専ら夜間において授業を行う大学を除く)又は通信教育に係る収容定員の増加に対応する場合
- 上記及びに該当する場合のほか、収容定員が増加する場合については、当該学校における教育及び研究のために密接不可分な既存の関連施設と近接して必要な教室の新設又は増設を行う場合(例:病院等における実習が義務づけられており、実習を行う既存の病院等に近接して教室を設置する必要がある場合)

「高等教育計画」等について①

昭和46年中央教育審議会答申において、高等教育の全体規模、地域的配置などについて、長期の見通しに立った国としての計画策定の必要性が指摘された。これを受けて、昭和51年度以降、5回にわたり「高等教育計画」が策定された。そこでは、18歳人口の増減等を踏まえ、高等教育規模を想定した上で、大学等の新增設の抑制等の措置がとられた。なお、平成15年度より抑制方針が基本的に撤廃された。

	「高等教育の計画的整備について」 (昭和51年3月)	「高等教育の計画的整備について」 (昭和54年12月)	「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備 について」(昭和59年6月)
計画期間	昭和51-55年度	昭和56-61年度	昭和61-平成4年度
期間中の18歳人口 の動向	昭和40年代の減少が下げ止まり、概ね150万人台で推移。	161万人から185万人に増加(途中、昭和59・60年度に落ち込む)。	185万人から205万人に増加。
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 昭和50年度の38.3%に対し、55年度に40.3%を想定。	[大学・短大の進学率] 昭和54年度の37.9%に対し、昭和61年度に37%を見込む。	[大学・短大・高専の進学率] 昭和58年度の35.6%の水準を、18歳人口がピークに達する平成4年度でも維持。
定員の取扱いの方針	○入学定員を2.9万人増(進学者数は3.2万人の増)。	○入学定員を3.4万人程度の増(実員では4万人程度の増)。	○18歳人口の大幅な増減に対処するため、恒常的定員を4.2万増とともに、臨時的定員を4.4万増。
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の不均衡の是正を図るため、全国を8ブロックに分けて、昭和55年度における一応の目的を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を進めるため、全国を8ブロックに分けた整備の目途(試算)を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を図る方針を維持し、全国を13ブロックに分けた定員増の目途を示す。
分野別の考え方	計画規模・地方配置等の指標に従いつつ、 ①医師、歯科医師、看護婦その他の医療技術者、教員養成 ②新しい学問分野や研究者養成等に係る将来の需要に応えるものは計画的に整備。	○複雑、高度化し、かつ国際化した社会の要請に対応する積極的な大学教育の改善や人材養成が特に必要な分野等に留意して整備。 ○医師、歯科医師の養成は整備が概ね達成されたため拡充は予定しない。	○教育研究上の必要性や、社会的要請の変化等に適切に対応(「看護婦その他医療技術者の養成等」等が設置審で決定)。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。

↑ ※昭和50年に私立学校振興助成法が制定され、国が私立大学の教育研究に係る経常的経費を補助できることとなった。その関連で私立学校法の一部改正が行われ、財政負担が無制限に膨張することが無いよう、私立大学の学部等の設置廃止や収容定員に係る学則の変更が認可事項となった。

「高等教育計画」等について②

	平成5年度以降の高等教育の計画的整備 (平成3年5月)	平成12年度以降の高等教育の将来構想 (平成9年1月)	我が国の高等教育の将来像 (平成17年1月)
計画期間	平成5-12年度	平成12-16年度	平成17年度-32年頃
期間中の18歳人口の動向	198万人から151万人に減少。	151万人から141万人に減少。	137万人から減少。
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 平成12年度について、ケース1(40.0%)、同2(41.2%)、同3(42.2%)の3つを想定し、当面ケース1を念頭。	[大学・短大の進学率] (平成11年度の臨時的定員の5割程度を恒常的定員化する場合)平成11年度の進学率(48.4%)の水準は平成16年度にも下回らないと試算。	18歳人口に対する進学率の指標としての有用性は減少。「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行。
定員の取扱いの方針	○大学等の新增設は原則抑制の方針。 ○臨時的定員は定められた期限の到来による解消が原則。なお、平成5年度以降の状況を踏まえ、適切な審査を行うことについて検討が必要。	○大学の全体規模は基本的に抑制的に対応。 ○臨時的定員を段階的に解消する一方、平成11年度の規模の5割程度を恒常的定員化することを認める。	○平成15年度より、抑制方針を基本的に撤廃したことに伴って、設置基準に定める大学としての要件を満たすものは、原則これを認める準則主義に転換。
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制。ただし、三大都市圏以外の政令指定都市は地域制限を設けない。	○大都市の大学等の抑制を継続。ただし、一定の弾力化を図る。	○平成15年度より、大都市における抑制方針を撤廃。
分野別の考え方	○情報関係、社会福祉関係、医療技術関係などの分野へのニーズ、国際化社会の発展や先端科学技術の進展に伴う教育研究の推進が必要。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。看護職員は整備を図る必要。	○時代の変化に即応するためには、極めて必要性の高いものについて新增設を認めることも必要。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。	○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の抑制は維持。(教員の抑制は、17年度の申請から撤廃)



※平成13年に総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」が出され、抑制方針及び工業(場)等制限法の見直しが提言された。この提言を受け、平成15年審査分より抑制方針が撤廃されるとともに、平成14年に工業(場)等制限法は廃止された。

平成十二年度以降の大学、短期大学、大学の学部、学部の学科、短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置及び収容定員増に係る学則変更に関する審査に当たっては、当面、次の方針により取り扱うものとする。

二 具体的な取扱い

2 工業（場）等制限区域の取扱い

別表に掲げる工業（場）等制限区域における大学等の設置及び収容定員増については、次のいずれかに該当するものを除き、原則として抑制することとする。

- ア 収容定員の増を伴わない改組転換又は同一設置者の大学及び短期大学の範囲内の収容定員の増加を伴わない入学定員の振替
- イ 計画的な人材養成に係るもので、制限区域内に立地することが特に必要なもの
- ウ 夜間教育又は通信教育を行うもの
- エ 社会人、留学生、帰国生徒の受け入れに積極的に対応するもの
- オ 小規模な収容定員増を伴う改組転換で、独創的・先端的な学術研究の推進等の観点から極めて重要性が高いもの
- カ 編入学定員の設定で、入学定員に対して一定規模のもの